

涌谷町避難計画 【原子力災害】

～原子力災害における広域避難の対応について～



平成27年11月

涌 谷 町

目 次

第1章 一般的事項	
1 本書の主旨	1
2 定義	1
3 基本方針	1
4 本計画の見直し	2
第2章 避難計画の対象地域	
1 対象地域	3
2 避難先	3
3 避難経路	4
4 一時集合場所	4
5 避難受付ステーション	4
第3章 防護対策の決定	
1 防護対策の決定に係る基準等	6
2 避難等指示の基本的考え方	8
第4章 住民への情報伝達・広報	
1 住民への情報伝達体制	12
2 住民広報活動	13
第5章 住民への防護措置	
1 基本的事項	16
2 一般住民の避難	19
3 要配慮者（施設敷地緊急事態要避難者を含む）の避難	21
第6章 避難住民の支援体制等	
1 避難所及び福祉避難所の開設	29
2 避難所及び福祉避難所の運営	30
3 避難が長期化した場合の対応	30

【資料編】

・参考資料1	原子力災害対策重点区域の人口等	31
・参考資料2	避難経路	32
・参考資料3	道路、及びヘリポートに関する資料	
1-1	原子力発電所周辺の道路図	33
1-2	原子力発電所周辺の道路状況	34
2-1	ヘリポート適地分布図	45
2-2	ヘリポート適地状況	46

第1章 一般的事項

1 本書の主旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）をきっかけに発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故においては、従来定めていた原子力防災対策を重点的に実施すべき地域である原子力発電所から概ね10km圏を越える地域に対して避難指示が出され、住民等は遠方の自治体に広域避難を行う状況となった。

この事故の教訓を踏まえ、平成24年10月に原子力災害対策指針が制定され、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域が原子力発電所から概ね30km圏に拡大されるとともに、国の防災基本計画（原子力災害対策編）において、当該地域を含む地方公共団体は広域避難計画を策定することとされた。

このことを受け、宮城県は平成25年2月に宮城県地域防災計画[原子力災害対策編]を修正し、東北電力株式会社女川原子力発電所から概ね30km圏内の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を包含する女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町（以下、「関係市町」という。）が、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下、「原災法」という。）に定める原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において避難を行う際には、当該地域外に避難することを定めた。また、涌谷町（以下「当町」という。）においても、涌谷町地域防災計画[原子力災害対策編]を修正し、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）として、短台行政区と大谷地行政区を定め、原子力災害対策及び原子力災害発生時の避難行動計画を定めることとした。

涌谷町避難計画【原子力災害】（以下、「本計画」という。）は、避難行動計画として住民等の避難等の実施について必要な事項を定めるものである。

2 定義

本書で用いる用語については、以下に示す用語以外は、涌谷町地域防災計画[原子力災害対策編]における用語の定義と同義である。

・避難：単に避難と記す際は、避難及び一時移転を示す。

※避難と一時移転については、第2章「【参考】避難、一時移転及び屋内退避について」を参照のこと。

3 基本方針

(1) 原子力災害と自然災害が複合して発生した際を想定し、人命確保を最優先とした住民の安全対策をあらかじめ検討する。

特に自然災害発生時においては、状況により原子力災害時の対応を行うことにより生命の危険性が高まる行動（例えば、山間部における土砂災害時の屋内退避又は避難等）もあることから、事前に行動手順を定める。

(2) 住民や防災業務関係者等に対して、短台行政区・大谷地行政区の住民の避難先及び避難ルート

をあらかじめ明示する。また、複合災害時等における臨機に対応が必要となった場合も念頭に、迅速かつ確実に情報伝達が行える体制を整備する。

(3) 避難の実施に通常以上の時間を要する要配慮者等については、避難手段の早期確保や一般住民よりも優先的避難を行うことにより、円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

(4) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）の基準に応じて、避難等を実施する。

4 本計画の見直し

本計画は、国の法令、指針等及び宮城県地域防災計画[原子力災害対策編]、並びに涌谷町地域防災計画[原子力災害対策編]の改訂、国による広域避難の実効性向上に係る検討結果並びに国、防災関係機関及び関係市町等との協議結果等を踏まえ、修正の必要があると認める場合には、これを変更するものとする。

第2章 広域避難計画の対象地域

1 対象地域

広域避難計画の対象地域は、涌谷町地域防災計画[原子力災害対策編]第2章第6節原子力災害対策を重点に実施すべき地域の範囲に定める地域とし、当町は下記の2行政区がUPZ区域である。

- ・ 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）
対象地域なし。
- ・ 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）

項目	緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）
避難対象地域（行政区名）	2行政区（短台区・大谷地区）
人口	814人（410人・404人）
世帯数	245世帯（132世帯・113世帯）

（平成27年11月30日現在）

2 広域避難先

広域避難については、避難住民の負担軽減及び避難住民に対する県及び当町による確実な支援実施の観点から、基本的に当町のUPZ外（30km圏外）への避難を行うものとする。

なお、当町は宮城県からの要請により、石巻市からの広域避難の受入を行うこととしているが、あらかじめ石巻市と受入施設や避難所運営方法等、具体的な要件等について取り決めを行い、別途定めるものとする。

当町における避難所候補を下表（表2-2-1）に示す。

なお、避難が必要な局面において、複合災害等の理由により当町が甚大な影響を受け、避難住民の受け入れを行うことが困難となった際には、県が隣接県等への避難受入について調整を行い、避難先を確保することとする。

表2-2-1 涌谷町における避難所候補

避難所候補	理由	収容人数
わくや 天平の湯	UPZ内2行政区から30km圏外で一番近くに位置し、建物構造が鉄筋コンクリート造りである。 また、安定ヨウ素剤が配備してある、町民医療福祉センターに近く、心身のケアについても対応しやすいため。	574人 (1人当たり2㎡)
世代館	上記避難所候補にも近く、情報伝達や収集、コミュニティの維持が可能。	127人 (1人当たり2㎡)
研修館	上記避難所候補にも近く、情報伝達や収集、コミュニティの維持が可能。	144人 (1人当たり2㎡)

3 避難経路

(1) 避難経路

UPZ2行政区から、避難所候補である、わくや天平の湯までの経路は、県道61号涌谷津山線（及川橋からイオン涌谷スーパーセンター）から国道346号（イオン涌谷スーパーセンターからわくや天平の湯）を第一候補とする。

ただし、避難指示又は避難勧告の発令が見込まれる段階で、災害状況や避難候補経路の状況等を踏まえ、県警察本部及び道路管理者等の関係機関と調整を行い、避難経路を決定する。

(2) 避難誘導及び交通規制体制

- ① 避難を円滑かつ確実に実施するため、県警察本部は道路管理者等と連携し、あらかじめ広域避難実施時における交通規制及び交通誘導体制を整える。
- ② 県警察本部は、避難指示又は勧告の発令が見込まれる段階で、災害状況や避難候補経路の状況等を踏まえ、県及び関係市町等の関係機関と調整を行い、県及び関係市町が決定した避難経路により円滑な広域避難ができるよう、交通規制及び交通誘導を実施する。

4 一時集合場所

バスや自衛隊車両等の輸送手段による集団避難に備え、住民が当該車両等に乗車等するための一時集合場所をあらかじめ定めておくこととし、下表（表2-4-1）に示す。

表2-4-1 一時集合場所

一時集合場所名	住 所
短台集落センター	涌谷町猪岡短台字元桑畑121番地1
大谷地集落センター	涌谷町猪岡短台字大谷地16番地22

5 避難所受付ステーション

(1) 設置場所

- ① 当町及び石巻市の避難者がUPZ圏外に到着後、避難者に対し、行政区画（区）毎に避難所を指示する場所である避難所受付ステーションについては、下表（表2-5-1）の施設を候補とする。

表2-5-1 避難所受付ステーション候補地

候 補 地	住 所
涌谷町町民医療福祉センター	涌谷町涌谷字中江南278
涌谷町河川防災ステーション	涌谷町涌谷字千間江地先

なお、石巻市の避難者受入に関しては、石巻市と調整し、行政区画（区）毎の避難所割り当て案を定めておく。

(2) 運営方法

- ① 県または石巻市から開設の要請を受けた段階で、基本的に当町が開設する。
- ② 当町は、あらかじめ準備しておく行政区画（区）毎の避難所割り当て案で指定されている避難所が使用可能な状況であるか確認するとともに、使用不可能な場合には、避難所割り当て案で指定されている他の避難所への割り当てを調整する。なお、当町のみでの対応が困難な場合は、その状況を県災害対策本部へ連絡する。
- ③ 県災害対策本部は、県内全自治体の避難所受付ステーションからの使用可能な避難所の情報を集約し、空き避難所かつ暫くの間は避難指示が発令されない見込みの地区の避難所を把握しておく。
- ④ 県災害対策本部は、当町民や石巻市民の避難受入について、当町から当該自治体のみで対応困難との連絡を受けた場合には、県内他市町村若しくは隣接県等の避難所に再割り当てを行い、該当自治体（避難所受付ステーション）に結果を通知する。
- ⑤ 避難所受付ステーションでは、住民到着後、あらかじめ準備しておく行政区画（区）毎の避難所割り当て案（県災害対策本部から再割り当て案が示された場合には当該案）に従い、住民に対して避難所を指示する。その際、避難先近辺の地理に不案内な者に対しては、避難所までの地図を配布することが望ましい。

第3章 防護対策の決定

1 防護対策の決定に係る基準等

緊急事態の初期対応段階において実施する防護措置の基準として、基本的に環境中へ放射性物質が放出される前は、緊急事態区分及び緊急時活動レベル(EAL:Emergency Action Level)を用い、放射性物質放出後は、運用上の介入レベル(OIL:Operation Intervention Level)を用いられ、国から避難指示等が行われることとなっている。

(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル(EAL)

主に環境中に放射性物質が放出される前の段階において、予防的防護措置を実施するために原子力発電所の状態等で設定されるもので、下表3-1-1のとおり定められている。

表3-1-1 緊急事態区分とEAL等の枠組みとの関係

緊急事態区分	概要	EALの例	原災法等との関係
警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階	非常用母線への交流電源が1系統になった場合等	警戒事象に対応
施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階	原子炉停止中に原子炉水位が非常用炉心冷却装置の作動水位まで低下等	特定事象に対応 (原災法第10条)
全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する段階	照射済燃料集合体貯蔵プールの水位が、燃料集合体の露出水位まで低下等	原子力緊急事態に対応 (原災法第15条)

(2) 運用上の介入レベル(OIL)

環境中に放射性物質が放出された後の段階において、主に確率的影響のリスクを低減するための防護措置を実施するために、緊急時モニタリング結果と比較して判断するための基準として設定されるもので、次ページの表3-1-2のとおり定められている。

表3-1-2 避難、一時移転及び屋内退避に係るOIL

基準の種類	基準の概要		初期設定値
	防護措置の概要		
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)
		数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施する。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)
		1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施する。	

【参考】避難、一時移転及び屋内退避について

○避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

【避難】空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施。

【一時移転】緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間の内に当該地域から離れるため実施。

○屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策で、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置であり、避難指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。

特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

(参考) 原子力災害対策指針(平成25年9月5日全部改正 原子力規制委員会)

2 避難等指示の基本的考え方

(1) 避難等指示の発出時期

女川原子力発電所の状況及び緊急時モニタリング結果等を踏まえ、国から緊急事態区分及びO I Lに基づいた避難等指示が発令される。発令に係るフローを図3-2-1、避難指示地域の概念図を図3-2-2に示す。

なお、状況を総合的に勘案して、国の指示が発令される前に避難指示が必要な際には、町長は原災法第28条第2項及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下、「災対法」という。）第60条に基づき避難指示を行い、町長が避難指示を行うことができない場合は、知事が原災法第28条第2項及び災対法第60条第6項に基づく避難指示の代行を行う。

(2) 避難等指示の区域

- ① 避難等指示に当たっては、第2章「1 対象地域」に示す防災対策に係る行政区画（区）を単位として実施する。
- ② 町は、住民等が心理的な動揺と混乱を起こす事なく指示に従って行動ができるよう、あらかじめ「参考資料1 原子力災害対策重点区域の人口等」に示す行政区画（区）毎の住民状況及び次の事項を把握し、または定めておくとともに定期的に更新するよう努める。

イ 地区の連絡責任者

ロ コンクリート屋内退避施設（名称、所在地、収容可能人員数）

ハ 移送を要する推定人員

ニ その他必要な事項

(3) 避難等指示に当たっての留意事項

① 複合災害への対応【再掲】

原子力災害と自然災害が複合して発生した際を想定し、人命確保を最優先とした住民の安全対策をあらかじめ検討する。

特に自然災害発生時においては、状況により原子力災害時の対応を行うことにより生命の危険性が高まる行動（例えば、山間部における土砂災害時の屋内退避又は避難等）もあることから、現に最も差し迫っている危険からの回避行動を優先し、当該行動について指示等を行う。

ただし、当該危険が解消された後における行動について、住民等の混乱を招かないよう配慮した上で、できる限り早い段階において具体的に示すこととする。

② 段階的避難の実施

避難等指示は、緊急事態区分及びO I Lに基づき、災害等の状況に応じて段階的に発令されることから、基本的に段階的避難を行う。

③ 避難所要時間の短縮（交通量の抑制による交通渋滞の低減）

避難の実施に当たっては、交通渋滞が避難所要時間を増長させる原因となることから、交通量の抑制及び交通規制等により、交通渋滞の低減に努める。

i) 避難対象区域

交通量を抑制させるため、当町は住民に対し、自家用車による避難を行う際には、できる

だけ家族及び近隣住民等で乗り合わせて避難するよう、住民広報を実施する。

ii) 避難対象地区外

県及び当町は段階的避難の内容について町民に周知し、避難指示区域外における自主避難率を低減させ、避難指示区域の住民が円滑かつ迅速にUPZ外に避難できるようにする。

また、県警察本部は県災害対策本部長の要請に基づき、状況により定める区域内への交通流入を抑制するよう、交通規制を行う。

【参考】女川原子力発電所に係る緊急時防護措置区域の避難時間推計結果について

県では関係市町において避難計画を策定する際の参考資料とするために、平成25年度に女川原子力発電所に係る避難時間推計を実施し、PAZ内の住民及び牡鹿半島南部の住民が女川原子力発電所から5kmまでの範囲から離脱する時間並びにUPZ内の住民がUPZ外に避難するまでの時間等を推計した。なお、避難手段は、避難指示対象地域の住民全員が、各戸1台の自家用車で避難することを想定した。

○自主避難率と避難所要時間の関係

避難等指示は、緊急事態区分及びOILに基づき、災害等の状況に応じて段階的に発令されることから、初期においては、PAZが避難対象地区となり、UPZは屋内退避対象地区となる。(図3-2-1参照)

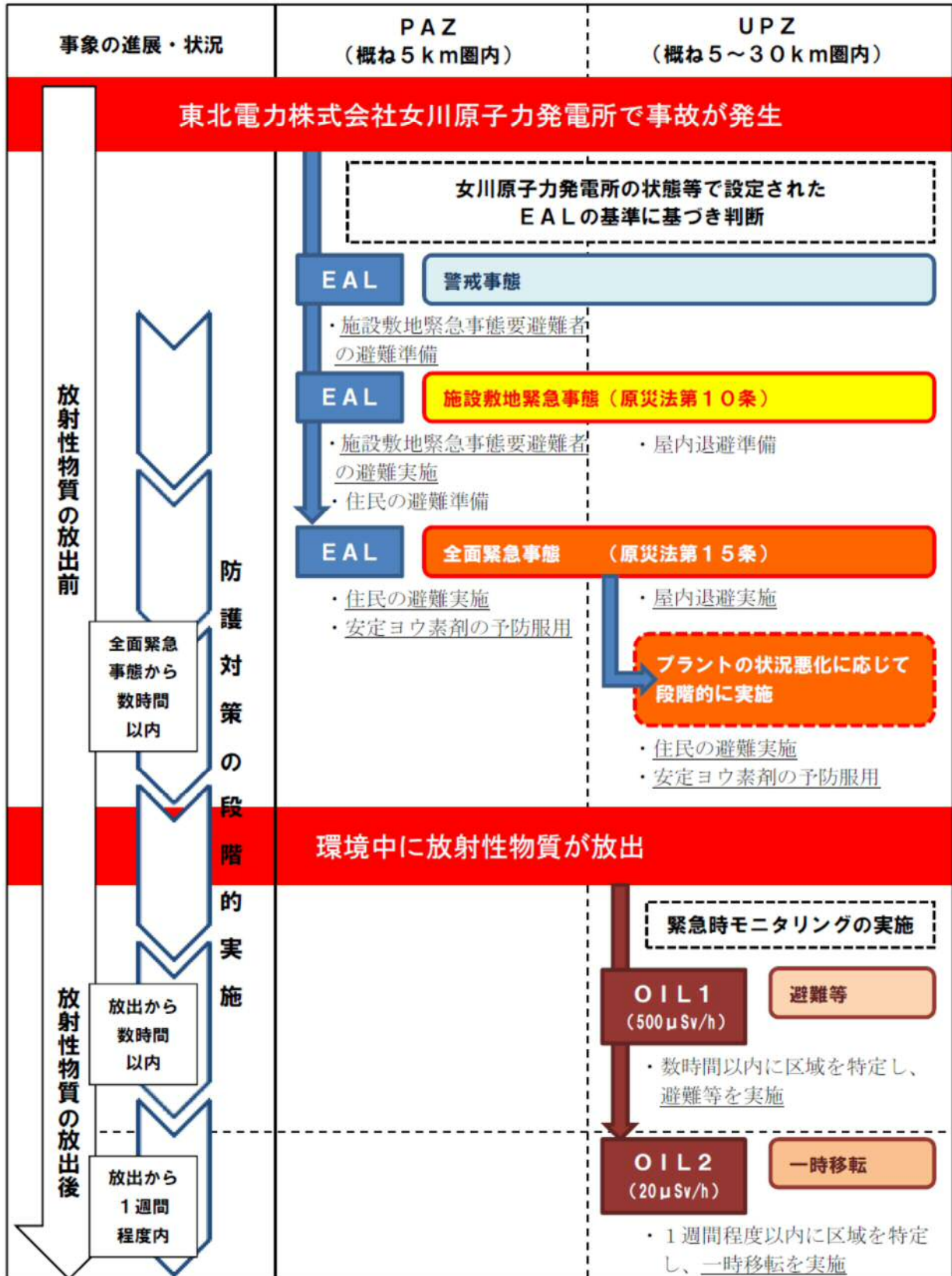
UPZ内住民が屋内退避を行わずにUPZ外へ自主避難する割合を変化させて、PAZ内の住民及び牡鹿半島南部の住民が女川原子力発電所から5kmまでの範囲から離脱する時間について推計したところ、下表のとおりUPZ内住民の自主避難率の増加に従い、離脱時間が延びる結果が得られた。

この事象は、自主避難による交通量の増加により、石巻市内から牡鹿半島中央部にかけて渋滞が連続し、渋滞解消にも時間を要することが原因であった。

避難指示区域	屋内退避 指示区域	UPZ住民の 自主避難率	5km圏 離脱所要時間	計算条件
PAZ	左記を除く UPZ	20%	1時間40分	夏季平日昼間
牡鹿半島南部		40%	3時間20分	
離島		60%	5時間10分	

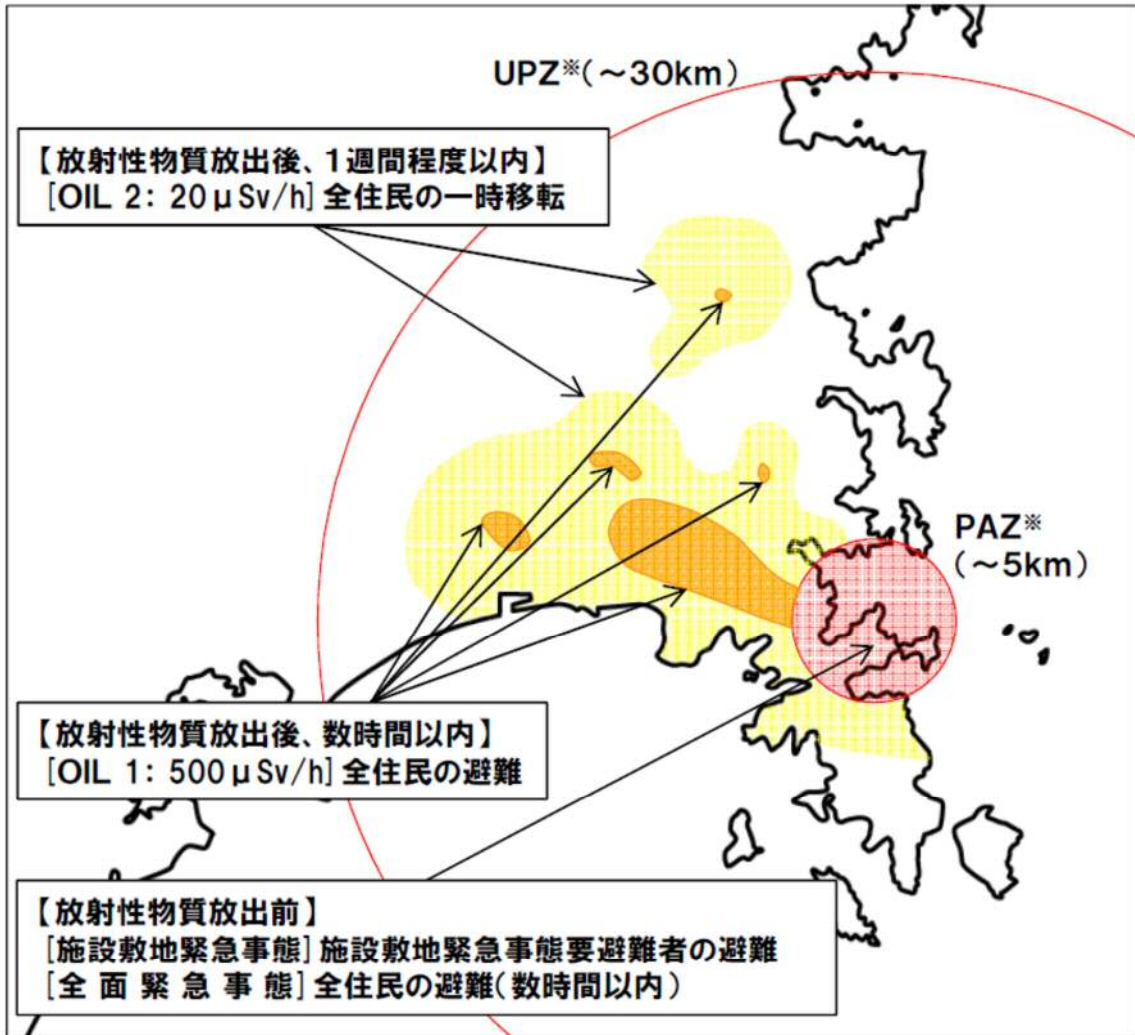
○地勢を勘案した避難手順について

PAZ以南の住民をPAZ内の住民と同時に避難させる場合、5km圏外への避難時間について、6時間弱の短縮が見込まれた。このことから、PAZ以南の住民をPAZ内住民と一体的に避難させることは、防護対策上、有効であると思われる結果となった。



(注意) ここに示したEALの順序のとおりには事態が発生するとは限らず、事態の進展によっては、全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すること。

図3-2-1 避難等指示発出に関するフロー



(注意) 本図は概念図であり、実際の災害時に同様の結果が得られるということを示しているものではない。
 また、全面緊急事態以降、プラントの状況悪化に応じて、段階的に住民避難が実施されることがある。

※PAZ及びUPZの概念として同心円で範囲を記載しているが、実際の範囲は行政区域(区)を単位に定めており、本図とは形状が異なる。

図3-2-2 避難指示地域の概念図

第4章 住民への情報伝達・広報

1 住民への情報伝達体制

原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合、住民等がその発生状況や放射性物質による影響等を五感に感じることができないという特殊性を勘案し、適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保し、心理的動揺あるいは混乱を避けるため、原子力発電所における事故の状況や放射性物質の放出状況及び避難指示等の行動について、住民等への的確な情報伝達が非常に重要となる。

当町は、東北電力株式会社からの事故情報、国及び県からの避難及び避難準備等の情報を住民等に対して確実に伝達し共有できるように、以下に留意し、情報伝達体制を確立の上、あらかじめ細目等について定めておく。また、訓練等を通じ、定期的に情報伝達の手順や有効性について確認を行う。

(1) 迅速・的確な情報提供

迅速・的確な情報提供に当たっては、事故または災害の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、事象の進展状況や情報提供の対象地区に応じた具体的内容をあらかじめ整理しておく。

(2) 情報伝達手段の整備

地震等との複合災害においても防災関係機関や住民等との情報連絡が途絶しないような体制を確保すること。その際は、一般回線のほか、衛星通信回線、防災行政無線、広報車両及び立看板等の活用並びに多様なメディア（テレビジョン及びラジオ放送、携帯端末の緊急速報メール等）等のあらゆる手段の活用について考慮し、複数の伝達手段を確保するよう努める。

本町では防災行政無線など、以下の方法等により対象地域の住民、事業者、来町者等に対し速やかな情報伝達・指示を行う。

- ・ 同報系防災行政無線 放送区域：麓岳地区
- ・ おおさきエフエム放送 災害発生時、適時適切な情報提供を行う。
- ・ 緊急速報メール（エリアメール） 宮城県防災情報端末MIDORIを活用し、涌谷町内の携帯電話等保有者に対して、一斉に情報・指示等を伝達する。
- ・ 町広報車等による広報 町は、UPZ内2行政区の住民等に対して、広報車による広報活動を実施する。
- ・ 涌谷町ホームページ
- ・ SNS（ソーシャルネットワーキングシステム） フェイスブック
- ・ 自主防災組織を通しての伝達

(3) 配慮が必要な住民等への情報伝達体制の整備

情報弱者ともなり得る要配慮者（その支援者を含む。）に対しても必要な情報が的確に伝達されるよう、手段ごと、伝達する情報の表現その他の内容について整理する。

(4) 住民相談窓口の設置等

国及び県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口を設置する。なお、住民相談窓口は、役場庁舎等に設置し町職員を配置する。

2 住民広報活動

前項の情報伝達体制により住民等に対して広報を実施する際には、以下に留意し、あらかじめ細目等について定めておくことにより、迅速かつ的確な住民広報ができる体制を構築するよう努める。

(1) 住民への広報を実施する際の注意

住民への広報を実施する際には、以下に留意すること。

- 迅速・的確であること
- あらゆる手段を活用すること
- 情報の発信元を明確にすること
- 事実に基づく正確なものであること
- わかりやすい表現とすること

(2) 住民への広報内容

住民への広報については、以下に示す伝達内容についてあらかじめ整理すること。なお、広報例文を表4-1、2及び3に示す。

【住民への広報内容】

- 災害の状況及び今後の予測
 - ・事故等の進展状況
 - ・放射性物質の放出状況
- 町及び県並びに国、防災関係機関の対策状況
 - ・災害対策本部等の設置状況
- 行政区別の住民等の取るべき行動及び注意事項
 - ・避難準備、避難及び屋内退避等の必要性及び指示
 - ・避難先、避難経路の周知
 - ・避難または屋内退避に当たっての注意点
- その他必要と認める事項

表4-1 同報系防災行政無線による広報文案の一例(警戒事態)

<p>(上りチャイム)</p> <p>こちらは、ぼうさいわくやこうほうです。</p> <p>本日、午前(午後)〇〇時〇〇分、女川原子力発電所で「・・・(女川原子力発電所等からの情報に基づく内容)・・・」が発生しました。</p> <p>町では、警戒本部を設置し、情報の収集などに当たっていますが、現段階においては、放射性物質が外部に漏れたという情報はありません。</p> <p>今後の状況によっては、屋内退避等の指示をすることがあります。新しい情報が入るまで、無用な外出は控え、自宅にとどまり、同報系防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。</p> <p>また、町内に滞在している観光・旅行者の皆さんは、直ちに帰宅の準備を始め、できる限り早く帰宅してください。</p> <p>今後、新しい情報が入り次第、お知らせします。<u>(上記を更に2回繰り返す)</u></p> <p>こちらは、ぼうさいわくやこうほうです。</p> <p>(下りチャイム)</p>

表4-2 同報系防災行政無線による広報文案の一例(施設敷地緊急事態)

<p>(上りチャイム)</p> <p>こちらは、ぼうさいわくやこうほうです。</p> <p>本日(昨日)発生した、女川原子力発電所の事故の状況についてお知らせします。</p> <p>・・・(女川原子力発電所等からの情報に基づく内容)・・・</p> <p>町では、災害対策本部を設置し、詳しい情報の収集などに当たっていますが、現段階においては、放射性物質が外部に漏れたという情報はありません。</p> <p>今後の状況によっては、屋内退避や避難の指示をする可能性があります。</p> <p>短台行政区・大谷地行政区の皆さんは、速やかに屋内退避の準備を始めてください。</p> <p>その他の地区の方々も、今後、新しい情報が入るまで、無用な外出は控え、自宅にとどまり、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。</p> <p>また、町内に滞在している観光・旅行者などの皆さまは、特段の要件がない方は、お早めに帰宅するようお願いいたします。</p> <p>今後、新しい情報が入り次第、お知らせします。<u>(上記を更に2回繰り返す)</u></p> <p>こちらは、ぼうさいわくやこうほうです。</p> <p>(下りチャイム)</p>
--

表4-3 防災行政無線（同報系）による広報文案の一例全面緊急事態

(サイレン吹鳴)

こちらは、ぼうさいわくやこうほうです。

・・・(女川原子力発電所等からの情報に基づく内容)・・・

内閣総理大臣から、原子力緊急事態宣言が出され、女川原子力発電所から半径30キロメートルの範囲では屋内退避が必要な状況となりました。

短台行政区・大谷地行政区の皆さんは、直ちに屋内に退避し、自宅の窓やドアを閉め、換気扇、エアコンを止め、外気を遮断してください。外から帰ってきた人は、念のため、顔や手を洗い、うがいをしてください。

その他の地区の方々は、速やかに屋内退避の準備を始めてください。

なお、町内に滞在している観光・旅行客の皆さまは、直ちに町外（可能であれば女川原子力発電所からの方角、距離等を考慮した方向等について教示）へ退避してください。

現段階において、放射性物質が外部に漏れたという情報はありません。今後も、新しい情報が入り次第、お知らせします。防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。(上記を更に2回繰り返す)

こちらは、ぼうさいわくやこうほうです。

(下り4音チャイム)

(3) 住民への広報時期

住民への広報については、迅速かつ繰り返し広報するよう努めるものとし、情報の空白時間がなきよう定期的な情報提供に努める。また、以下に示す事象毎の広報の時期についても、あらかじめ整理しておく。

【住民への広報時期】

- 原子力発電所で事故が発生した場合
- 国、県または町が警戒体制をとった際及び災害対策本部等を設置した場合
- 緊急事態区分(警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態)が変更となった場合
- 避難等指示が発令された場合
- 環境中に放射性物質が放出された(放出される見込みがある)場合
- その他必要と認める時期

第5章 住民への防護措置

1 基本的事項

(1) 段階的な防護措置と避難対象者の区分

原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合の住民への防護措置は、緊急事態区分及びOILに基づき、災害等の状況に応じて段階的に実施される。

避難の実施については、下表5-1-1に示すとおり、緊急事態区分及びOILに基づき、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の別（PAZ及びUPZ）及び対象者の避難実施に係る困難さで実施時期が異なることに留意すること。

表5-1-1 避難実施時期と避難対象者の関係

避難基準	PAZ	UPZ
警戒事態	—	—
施設敷地緊急事態	施設敷地緊急事態要避難者	—
全面緊急事態	全住民 (一般住民及び施設敷地緊急事態要避難者を除く要配慮者)	— ※但し、プラントの状況悪化に応じて、対象地区の住民に対し、段階的に実施
OIL1	—	対象地区の住民(一般住民及び要配慮者)
OIL2	—	対象地区の住民(一般住民及び要配慮者)

【参考】要配慮者、避難行動要支援者及び施設敷地緊急事態要避難者について

要配慮者、避難行動要支援者及び施設敷地緊急事態要援護者は、災対法、原子力災害対策指針に定義されている。

○要配慮者

災害時に限定せず、一般に配慮を要する者を意味し、具体的には高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等。

○避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者。なお、災対法第四十九条の十により、市町村長は当該市町村に居住する避難行動要支援者について名簿を作成することが義務づけられている。

○施設敷地緊急事態要避難者

①避難行動要支援者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者、②安定ヨウ素剤を事前配布されていない者、③安定ヨウ素剤の服用不適切者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。

なお、①について「避難の実施に通常以上の時間がかかる」とは、入院患者のように『移動手段として特別な車両等を要するような』、避難に時間を要するケースを国は想定しており、自ら避難できる者、避難行動要支援者であっても家族や周辺住民等の支援により、他の住民と一緒に避難ができる者は該当しない。

(参考) 共通課題についての対応方針(平成25年10月9日 原子力防災会議連絡会議コアメンバー会議)

(2) 避難等の防護措置を実施する際の原則

① P A Z 及び U P Z 全域に関すること

- ・ 自然災害発生時等、状況により避難が実施できない場合または原子力災害時の対応を行うことにより生命の危険性が高まる場合は、屋内退避（コンクリート屋内退避が望ましい）を実施し、避難が実施できる状況への好転を待つとともに、国、県、町及び防災関係機関による救助を待つこと。
- ・ 一時集合場所等からバス等の車両、及びヘリコプター等の交通手段にて避難を実施する際には、避難の優先順位が高い者から順に輸送する。
- ・ 避難準備に関する情報が連絡（広報）された段階で自宅に戻り、避難指示が発令された際には自宅から避難すること。但し、事故の進展状況により避難指示発令までに帰宅できないことが見込まれる場合や、自然災害発生等の理由により所在地から帰宅できない場合には、所在地から避難を行う。
- ・ P A Z に対して避難指示が発令された際には、U P Z に対して屋内退避指示を行い、速やかに対象地区へ住民広報を行い、屋内退避を実施する。

(3) 避難手段

避難対象地域の住民は、自助・共助を優先しながら避難を実施するが、避難が困難な住民については、国、県また町の準備する交通手段により避難を行うこととし、住民は関係市町の指示により、次の交通手段で避難を行うものとする。なお、当町は自力で避難することが困難な住民数をあらかじめ把握し、国及び県の協力の下、バス等の避難用車両の必要数を把握するよう努める。その際、複合災害等により自力による避難者が限定される場合も想定する。

【一般住民】

① 自家用車による避難

自家用車を所有し、避難所まで移動可能な住民は、自力で自家用車により目的地まで移動する。なお、共助及び避難経路の渋滞緩和の観点から、交通手段を有していない近隣住民等との乗り合わせを原則とする。

また、原子力災害時においてはガソリン等の燃料が入手困難となる場合も想定されることから、平時から住民に対し、自家用車の燃料について避難を実施できる程度の残量を確保しておくよう啓発を行う。

② バス等の車両による避難

自家用車により避難所まで移動できない住民は、あらかじめ定める一時集合場所に集合し、当該場所から国、県または町が確保した避難用の車両（民間バス、自衛隊車両等）により目的地まで移動する。

③ ヘリコプター等による避難

上記①または②による避難が実施できない場合は、国または県が自衛隊等に要請し確保したヘリコプターにより避難を実施する。

原則として「参考資料3 道路、鉄道等に関する資料」の3-2に示すヘリポート適地を出発地点として避難所または一時集合場所の近辺のヘリポートまで移動し、その後、国、県また

は町が確保した避難用の車両（民間バス、自衛隊車両等）により避難所まで移動する。なお、複合災害の状況等により出発地点が使用できない際を考慮し、複数の出発地点候補を検討する。

また、ヘリコプター以外にも利用できる輸送手段についても検討し、あらゆる手段を用いた避難計画を検討する。

【要配慮者】

一般住民の避難手段による避難が適当ではないと判断される場合には、一般住民の避難手段に福祉車両、救急車、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせる。

(4) 避難時の注意

① 安定ヨウ素剤の受領

避難指示と同時に安定ヨウ素剤の配布指示が発令された場合、配布対象となる住民等は県または関係市町が指定する配布場所を経由し、安定ヨウ素剤を受領する。

なお、配布場所については、今後、県と町が調整して決定する。

② 避難退域時検査の実施

住民等のうち、傷病等により救急車で搬送されている者及び避難のため搬送中の病院等入院患者以外の者は、県が国及び防災関係機関等と連携しながら設置する退域検査ポイントを経由し、車両、避難住民または携行品等の避難退域時検査（放射性物質の付着状況の検査）を受け、基準値を超える検査結果が得られた際には、除染等の措置を受けてから避難を継続すること。

なお、設置場所については、今後、原則としてUPZの外側に国、県及び町が協議して設置場所を決定する。

また、県は、今後国から示される避難退域時検査及び除染等の防護措置を実施する基準並びに避難退域時検査の実施時期及び実施方法を踏まえて、避難退域時検査に係る具体的な手順を定めることとしている。

(5) 避難関係情報の周知

住民等が混乱せず、迅速かつ適切に避難を実施することができるよう、町はあらかじめ以下の項目について住民等へ周知する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に取りべき行動○段階的な防護措置の考え方○避難等が発令される時期、避難の手段及び基本的な避難候補経路○行政区の一時集合場所、安定ヨウ素剤の配布場所、退域検査ポイント、避難先自治体名及び避難所受付ステーションの場所 |
|--|

2 一般住民の避難

(1) 避難の流れ

町は、国もしくは県から避難等指示があった場合、または町独自の判断により避難等を実施する際には、速やかに避難対象地区へ住民広報を行い、避難等を実施する。

なお、原則として、避難実施時期と避難対象者については、本章1(1)、避難手段及び方法については本章1(2)に依ること。以下に避難時のポイントを示し、避難の流れのイメージを図5-2-1に示す。

【避難時のポイント】

- ・避難手段は、①～③とする。
 - ①自家用車による避難
 - ②一時集合場所からのバス等の車両による避難
 - ③交通遮断地区等、①または②が選択できない場合、ヘリコプター等による避難
- ・避難指示と同時に安定ヨウ素剤配布の指示が発令された場合、配布場所を経由し、安定ヨウ素剤を受領する。
- ・避難経路上に設置する「退域検査ポイント」を経由する。(放射性物質が原子力発電所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民等を除く。)
- ・基本的に避難先自治体に設置する「避難所受付ステーション」にて、避難先の指示を受け、避難施設まで移動する。

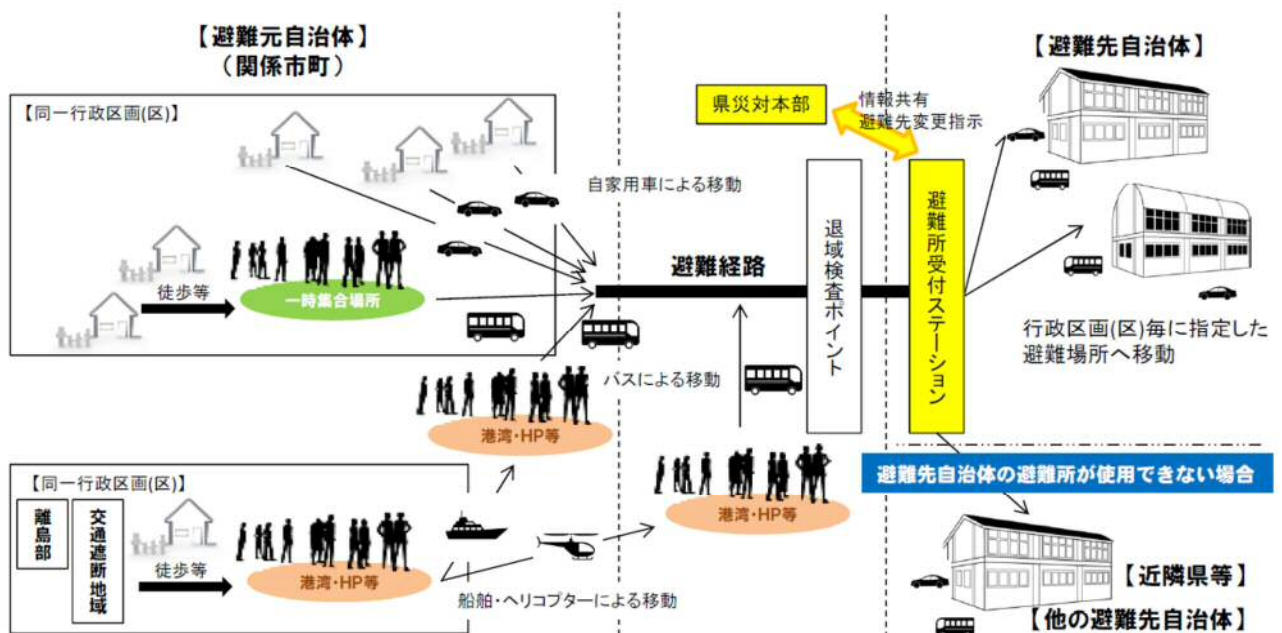


図5-2-1 一般住民の避難イメージ

(2) 園児、児童及び生徒への措置

① 学校等毎のマニュアル作成等

各学校等では本書のほか、「学校防災マニュアル作成ガイド」(平成24年10月 宮城県教育委員会)、「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き(文部科学省)」等を参考としながら、原子力災害時等に適切に行動できるよう、マニュアルを作成する。

② 園児、児童及び生徒が学校等に在学中における対応

園児、児童及び生徒が学校等に在学の際に女川原子力発電所で事故が発生し、屋内退避の指示が発令された場合には、屋内退避を実施する。

また、避難準備に関する情報が連絡(広報)された場合は、原則として、園児、児童及び生徒を保護者に引き渡し、帰宅させて、避難指示が発令された際には自宅から避難する。

(3) 一時滞在者への措置

県及び町は、観光客等の一時滞在者に対して災害情報を防災行政無線、テレビ及びラジオ放送並びに携帯端末の緊急速報メールを活用し伝達するほか、観光関係団体等を通じて、迅速かつ滞りなく伝達し、状況に応じて早期の帰宅等を促す。

避難等指示が発令された段階で避難等対象地域に滞在している一時滞在者については、即時帰宅させるとともに、帰宅が困難な者については、適切な誘導により最寄りの一時集合場所に集合させ、住民とともにバス等により避難を行う。

～MEMO～

3 要配慮者（施設敷地緊急事態要避難者を含む）の避難

(1) 在宅の要配慮者

在宅の要配慮者について、以下に避難時のポイント及び一般住民の避難と異なる点について示し、避難の流れのイメージを図5-3-1に示す。

なお、避難計画策定時には本書のほか、「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月 宮城県）を併せて参考とすること。

【避難時のポイント】

- ・ 避難手段は、一般住民の避難方法を基礎として、福祉車両、救急車、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、住民の状態に応じた避難手段とする。
- ・ 避難経路上に設置する「退域検査ポイント」を経由する。（放射性物質が原子力発電所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民等を除く。）
- ・ 救急車による避難については、その緊急性から必ずしも避難経路に寄らなくてよく、「退域検査ポイント」を経由しなくてよい。
- ・ 基本的に避難先自治体に設置する「避難所受付ステーション」にて、避難先の指示を受け、行政区画(区)毎に定められる一般の避難所に避難するが、その後、必要に応じて福祉避難所に移送する。

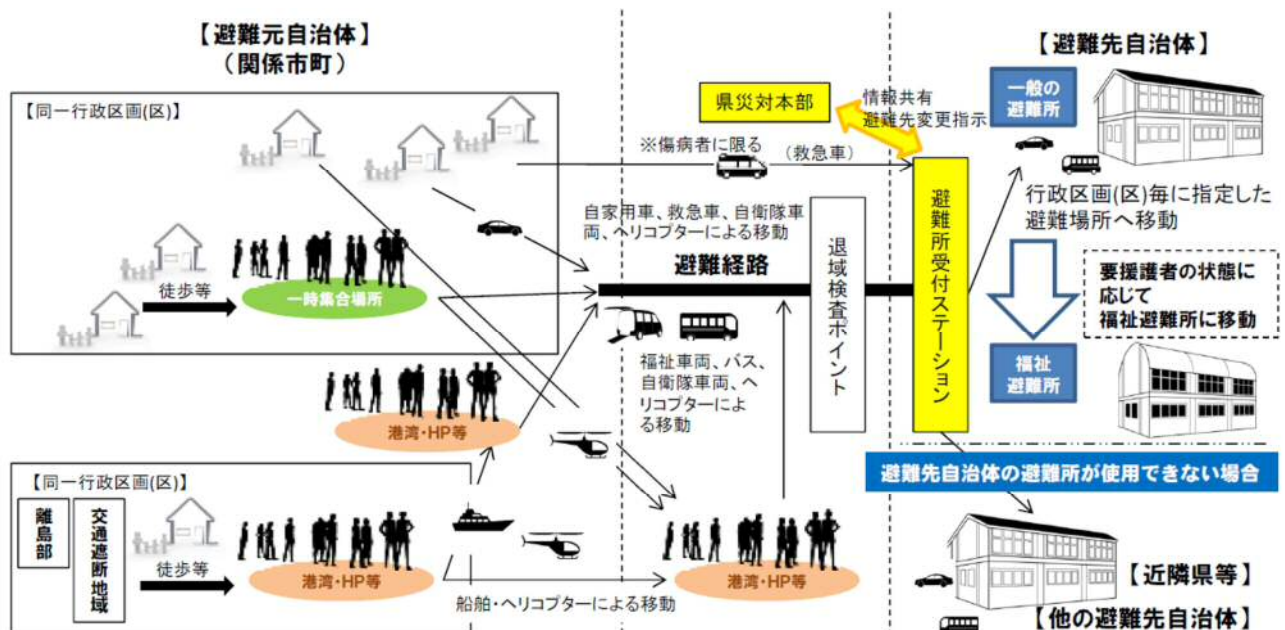


図5-3-1 在宅の要配慮者の避難イメージ

① 避難手段

一般住民の避難方法を基本として、福祉車両、救急車、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、住民の状態に応じた以下の避難手段とする。

- i) 自身または介助者が同伴することにより、自力で避難が可能な住民については、自家用車で避難する。

ii) 自力の避難ができないが、自身若しくは介助者が同伴することにより、一時集合場所まで移動が可能な住民については、当該場所から国、県または町が確保した避難用の輸送手段により避難を実施すること。その際は、町が準備する避難行動要支援者名簿及び当日の実情から、車両（民間バス、自衛隊車両等）、福祉車両またはヘリコプター等を確保し、住民の状態に応じて輸送手段を適切に選択する。

iii) 自力の避難ができず、一時集合場所までの移動も困難な住民については、自宅から国、県または町が確保した避難用の輸送手段により避難を実施すること。その際は、車両（救急車、自衛隊車両等）、ヘリコプター等を確保し、住民の状態（傷病の状況等）に応じて輸送手段を適切に選択する。

② 避難経路

一般住民の避難経路と同一とする。但し、避難手段に救急車を選択した住民については、その緊急性から必ずしも避難経路に依らなくてよく、また、同理由から退域検査ポイントを経由しなくてよい。

③ 避難場所

基本的に一般住民と同一として、行政区毎に定められる一般の避難所に避難するが、その後、必要に応じて福祉避難所に移送する。

④ 施設敷地緊急事態要避難者に関する事

施設敷地緊急事態時に避難を実施する際、避難対象者である施設敷地緊急事態要避難者が避難の途中または避難後の生活時に介助者を必要とする場合、介助者が施設敷地緊急事態要避難者に該当しなくとも同時に避難してよい。

～MEMO～

【参考】福祉避難所について

福祉避難所とは、要援護者（高齢者、障害者等）が安心して生活ができる体制を整備（段差の解消やスロープの設置、情報関連機器（ラジオ、テレビ、電光掲示板）の整備等）した避難所である。

耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、バリアフリー化されている老人福祉センター等の既存施設を利用して設置することができるほか、一般の避難所の一室を利用して設置することも可。

（参考）中央防災会議災害時の避難に関する専門調査会（第5回）配付資料（平成23年2月24日 内閣府）

(2) 通所施設の利用者

通所施設の利用者について、以下に避難時のポイント及び一般住民の避難と異なる点について示し、避難の流れのイメージを図5-3-2に示す。

なお、避難計画策定時には本書のほか、「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」(平成25年12月 宮城県)を併せて参考とする。

- 【避難時のポイント】**
- ・あらかじめ施設毎に定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、利用者を避難又は屋内退避させる。
 - ・避難指示までに帰宅できない場合等を除き、原則として、避難準備に関する情報が発出された段階で利用者を帰宅させ、避難指示発令時には、自宅から避難する。
 - ・避難の実施により利用者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合がある。
 - ・避難手段は、一般住民の避難方法を基礎として、福祉車両、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、利用者の状態に応じた避難手段とする。
 - ・避難準備に関する情報が発出された段階で町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡する。
 - ・避難経路上に設置する「退域検査ポイント」を経由する。(放射性物質が原子力発電所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民等を除く。)
 - ・基本的には福祉避難所に避難するが、一般の避難所での生活が可能な者は、一般の避難所に避難する。

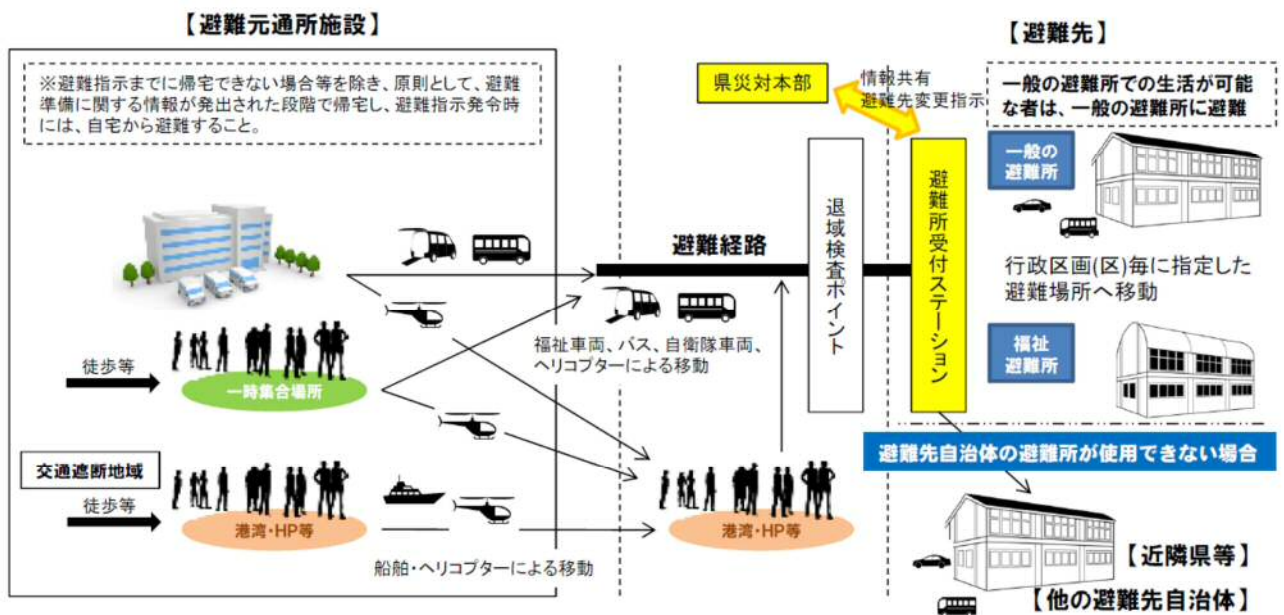


図5-3-2 通所施設の避難イメージ

① 基本的事項

- i) 通所施設は、避難等指示が発令された場合は、あらかじめ施設毎に定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、利用者を避難又は屋内退避させる。
- ii) 避難指示までに帰宅できない場合等を除き、原則として、避難準備に関する情報が発出された段階で利用者を帰宅させ、避難指示発令時には、自宅から避難する。
- iii) 利用者を避難させた場合は、町に対し速やかにその旨連絡する。
- iv) 避難の実施により利用者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意する。

② 避難手段

一般住民の避難方法を基本として、福祉車両、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、通所施設の状態に応じた以下の避難手段とする。

- i) 通所施設が所有する車両を最大限活用し、自力による避難に努める。
- ii) 自力での避難ができないが、利用者自身もしくは介助者が同伴することにより、一時集合場所まで移動が可能な利用者については、当該場所から国、県または町が確保した避難用の輸送手段により避難を実施する。その際、当日の実情から、車両（民間バス、自衛隊車両等）、福祉車両またはヘリコプター等の輸送手段を必要とする場合には、避難準備に関する情報が発出された段階で町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡する。
- iii) 自力での避難ができず、一時集合場所までの移動も困難な利用者については、通所施設から国、県または町が確保した車両（民間バス、自衛隊車両等）、福祉車両またはヘリコプター等の輸送手段により避難を実施する。その際、避難準備に関する情報が発出された段階で町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡する。

③ 避難場所

基本的には福祉避難所に避難するが、一般の避難所での生活が可能な者は、一般の避難所に避難する。

～MEMO～

(3) 社会福祉施設の入所者

社会福祉施設の入所者について、以下に避難時のポイント及び一般住民の避難と異なる点について示し、避難の流れのイメージを図5-3-3に示す。

なお、避難計画策定時には本書のほか、「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」(平成25年12月 宮城県)を併せて参考とする。

- 【避難時のポイント】**
- ・あらかじめ施設毎に定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難又は屋内退避させる。
 - ・帰宅が可能な入所者又は利用者については、避難準備に関する情報が発出された段階で帰宅させ、避難指示発令時には、自宅から避難させることは差し支えない。
 - ・避難の実施により入所者又は利用者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合がある。
 - ・避難手段は、一般住民の避難方法を基本として、福祉車両、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、入所者又は利用者の状態に応じた避難手段とする。
 - ・避難準備に関する情報が発出された段階で町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡する。
 - ・避難経路上に設置する「退域検査ポイント」を経由すること。(放射性物質が原子力発電所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民等を除く。)
 - ・社会福祉施設があらかじめ定めた受入先社会福祉施設に避難を実施すること。なお、受入先の調整に時間を要する場合には、一般の避難所に避難させ、その後、受入先に移送する。

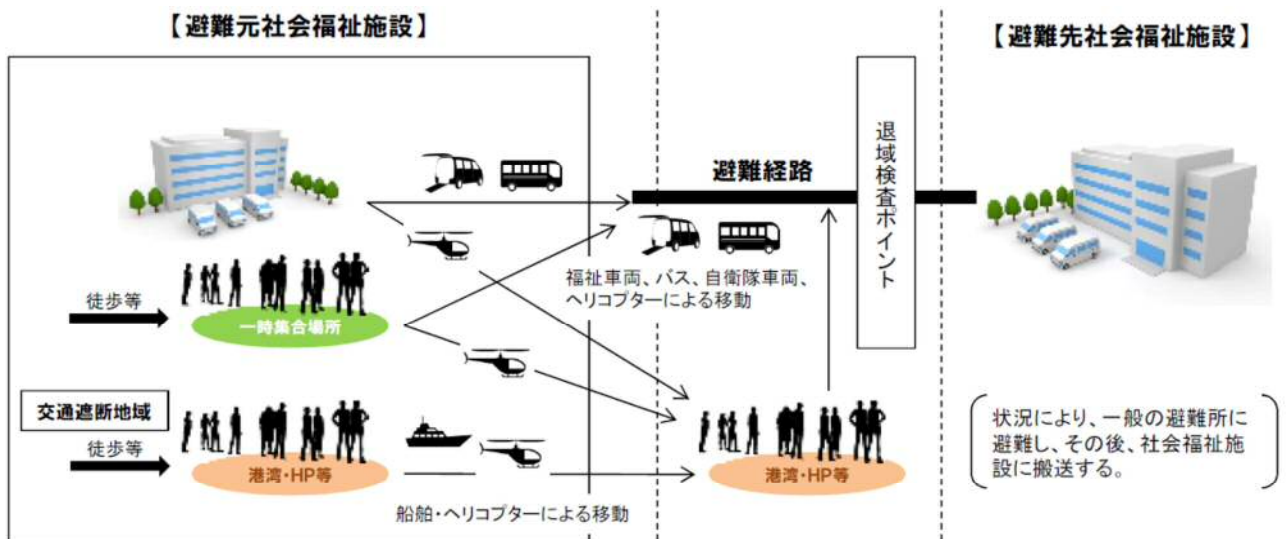


図5-3-3 社会福祉施設の避難イメージ

① 基本的事項

- i) 社会福祉施設は、避難等指示が発令された場合は、あらかじめ施設毎に定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難又は屋内退避させる。
- ii) 帰宅が可能な入所者又は利用者については、避難準備に関する情報が発出された段階で帰宅させ、避難指示発令時には、自宅から避難させることは差し支えない。
- iii) 入所者又は利用者を避難させた場合は、町に対し速やかにその旨連絡する。
- iv) 県は、社会福祉施設からの避難が県内の他の施設では対処できない場合は、周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行う。
- v) 避難の実施により入所者又は利用者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意する。

② 避難手段

一般住民の避難方法を基本として、福祉車両、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、社会福祉施設の状態に応じた以下の避難手段とする。

- i) 社会福祉施設が所有する車両を最大限活用し、自力による避難に努める。
- ii) 自力の避難ができないが、入所者又は利用者自身若しくは介助者が同伴することにより、一時集合場所まで移動が可能な入所者又は利用者については、当該場所から国、県または町が確保した避難用の輸送手段により避難を実施する。その際、当日の実情から、車両（民間バス、自衛隊車両等）、福祉車両またはヘリコプター等の輸送手段を必要とする場合には、避難準備に関する情報が発出された段階で町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡する。
- iii) 自力での避難ができず、一時集合場所までの移動も困難な入所者又は利用者については、社会福祉施設から国、県または町が確保した車両（民間バス、自衛隊車両等）、福祉車両またはヘリコプター等の輸送手段により避難を実施すること。その際、避難準備に関する情報が発出された段階で町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡する。

③ 避難場所

社会福祉施設が施設毎に定めた避難計画等にあらかじめ定めている受入先の社会福祉施設に避難を実施する。なお、受入先社会福祉施設の調整に時間を要する場合には、避難を優先させるために一時的に一般の避難所に避難させ、その後、受入先社会福祉施設に移送する。

(4) 病院等の入院患者

病院等の入院患者について、一般住民の避難と異なる点について以下に示し、避難の流れのイメージを図5-3-4に示す。

【避難時のポイント】

- ・あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に入院患者、外来患者、見舞客等を避難、他の医療機関への転院又は屋内退避させる。
- ・避難の実施により患者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合がある。
- ・避難手段は、福祉車両、救急車、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、病院等の状態に応じた避難手段とする。
- ・患者の搬送という緊急性から必ずしも避難経路に寄らなくてよく、「退域検査ポイント」を経由しなくてよい。
- ・受入先の調整に時間を要する場合には、一般の避難所に避難させ、その後、受入先に移送する。

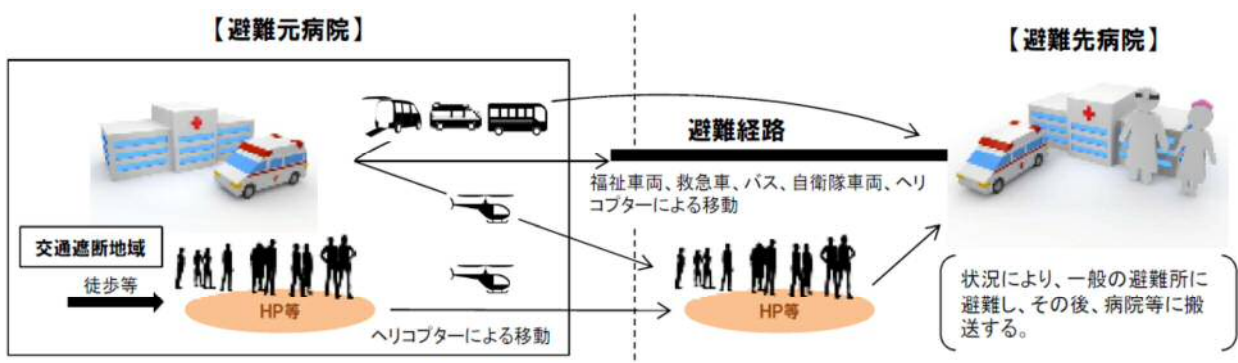


図5-3-4 病院の避難イメージ

① 基本的事項

- i) 避難等指示が発令された場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難、他の医療機関への転院又は屋内退避させる。
- ii) 入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、町に対し速やかにその旨連絡する。
- iii) 県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請する。
- iv) 避難の実施により患者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意する。

② 避難手段

福祉車両、救急車、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、病院等の状態に応じた以下の避難手段とする。

- i) 病院等が所有する車両を最大限活用し、自力による避難に努める。
- ii) 自力の避難ができない場合には、病院から国、県または町が確保した車両（民間バス、自衛隊車両等）、福祉車両、救急車またはヘリコプター等の輸送手段により避難を実施する

こと。その際、避難準備に関する情報が発出された段階で町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡する。

③ 避難経路

患者の搬送という緊急性から必ずしも避難経路に寄らなくてよく、また、同理由から退域検査ポイントを経由しなくてよい。

④ 避難場所

受入先病院等の調整に時間を要する場合には、患者の状態に応じて、一般の避難所に可能な者は一時的に一般の避難所に避難させ、その後、受入先病院等に移送する。

(5) 外国人への措置

県及び町は、外国人県民（町民）及び外国人観光客に対して、災害情報、避難等指示及び避難準備に関する情報等が正しく伝達できるよう、涌谷町国際交流協会等と連携し、外国語や平易な日本語により広報車や防災行政無線のほか、インターネットやSNS等により、早期に情報提供を行う。なお、一斉に伝達を行う情報についても、多言語情報とすることが望ましい。

(6) 各施設別の避難計画の策定

(町地域防災計画[原子力災害対策編]第2章第7節避難収容活動体制の整備)

① 病院等医療機関

病院等医療機関の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の搬送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難等計画を作成する。

また、県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。

② 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設

介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難所・避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難等計画を作成すること。

また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、県内のUPZ外の地域や周辺都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

第6章 避難住民の支援体制等

1 避難所及び福祉避難所の開設

(1) 基本的事項

避難所、福祉避難所及び避難所受付ステーションの開設並びに避難住民の誘導等の受入に係る対応については、避難開始が切迫若しくは避難を実施している状況下で行うものであり、県及び町は住民防護に対して組織の全力を挙げなければならない状況である。

当町は町民の避難所を開設するほか、宮城県からの要請より、石巻市から広域避難の受入を行うこととしていることから、石巻市からの広域避難者の避難所も併せて開設する。なお、石巻市からの広域避難者の避難所に係る仔細については、当町との取り決め等を行うこととする。

(2) 初期の対応

① 災害に係る情報連絡及び避難所等の開設要請

県は、東北電力株式会社及び国から通報連絡を受けた事項について、町に情報連絡する。

【警戒事態】 必要に応じて、情報連絡を実施

【施設敷地緊急事態】 住民避難を円滑に実施することを目的として、情報連絡を実施。

② 開設等の順序

避難所等の開設順序については、以下のとおりとする。

・ 避難所受付ステーションの開設

町は受付等の設営を行い、あらかじめ調整して準備していた避難元自治体行政区画(区)毎の「避難所割り当て案」を配置する。



・ 避難所及び福祉避難所の開設

町は、「避難所割り当て案」に定めた避難所等に職員等を派遣し、使用可能か確認するとともに、使用可能であれば、順次、避難所等の設営を行う。

また、「避難所割り当て案」に定めた避難所が使用不可能な場合には、避難所割り当て案で指定されている他の避難所への割り当てを調整する。



・ 県災害対策本部への連絡

町は町単独の対応が困難な場合は、その状況を県災害対策本部へ連絡する。

県災害対策本部は、全避難所受付ステーションからの情報を集約し、空き避難所かつ暫くの間は避難指示が発令されない見込みの地区の避難所を把握しておき、必要に応じ、県内他市町村若しくは隣接県等の避難所に再割り当てを行い、町(避難所受付ステーション)に結果を通知する。

▽ 避難所への避難住民の割り当て

避難所受付ステーションに住民到着後、避難所割り当て案（県災害対策本部から再割り当て案が示された場合には当該案）にしたがい、住民に対して避難所を指示し、案内を実施する。

2 避難所及び福祉避難所の運営

(1) 初期の対応

- ① 当町は、町民の避難所及び福祉避難所の開設の準備に当たるほか、石巻市からの広域避難者の避難所及び福祉避難所についても、石巻市の職員等が到着するまでの間、開設の準備に当たる。
- ② 石巻市職員は、可能な限り住民避難に同行あるいは避難開始後の早期に避難所へ移動し、避難所及び福祉避難所の運営について当町から避難元自治体へ速やかに移管させること。その際、避難所及び福祉避難所の運営を関係市町職員が実施できない場合には、避難住民または災害ボランティア等の協力を得て、自主運営を実施できるようにする。なお、仔細については、今後、石巻市と調整する。

(2) 運営全般に係る事項

- ① 町は、各避難所に避難所責任者を配置し、町の災害対策本部と緊密な連携を図りながら、災害地域住民等に係る記録等の作成や避難住民に対する情報提供及び必要な指示等を実施できる体制を整える。また、避難所責任者には、男女両方を配置するよう努める。
- ② 避難所及び福祉避難所の施設管理については、運営主体に関わらず、当該施設の施設管理者が行う。
- ③ 福祉避難所の運営については、本書のほか、「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月 宮城県）を併せて参考とする。
- ④ 避難先の指定を受けていない避難住民の流入により、当該避難所の収容可能人員を超過するおそれがある場合には、避難所受付ステーションを通じて県災害対策本部へ避難所の再割り当てを依頼する。
- ⑤ 必要物資の確保については、以下のとおりとする。
 - i) 避難所及び福祉避難所にて必要となる食糧及び毛布等の救援物資については、県及び町が国、関係機関等に対して支援の要請を行い、迅速に必要な数を確保するものとする。なお、町においても、避難所及び福祉避難所において可能な限り自らの備蓄物資を有効活用するよう努める。また、救援物資の選定に当たっては、女性や子育て家庭の避難生活に配慮する。
 - ii) 福祉避難所にて特別に必要な物資については、県及び町が国、関係機関等に対して支援の要請を行い、迅速に必要な数を確保する。

3 避難が長期化した場合の対応

県及び町は、国の協力を得て、早期に応急仮設住宅、賃貸住宅等への移転ができるように努める。その際には、避難住民の健康状態の把握等を実施し、高齢者、障害者の優先的入居に努める。

資料編

資料編目次

【資料編】

・参考資料1	原子力災害対策重点区域の人口等	31
・参考資料2	避難経路	32
・参考資料3	道路、及びヘリポートに関する資料	
1-1	原子力発電所周辺の道路図	33
1-2	原子力発電所周辺の道路状況	34
2-1	ヘリポート適地分布図	45
2-2	ヘリポート適地状況	46

参考資料1 原子力災害対策重点区域の人口等

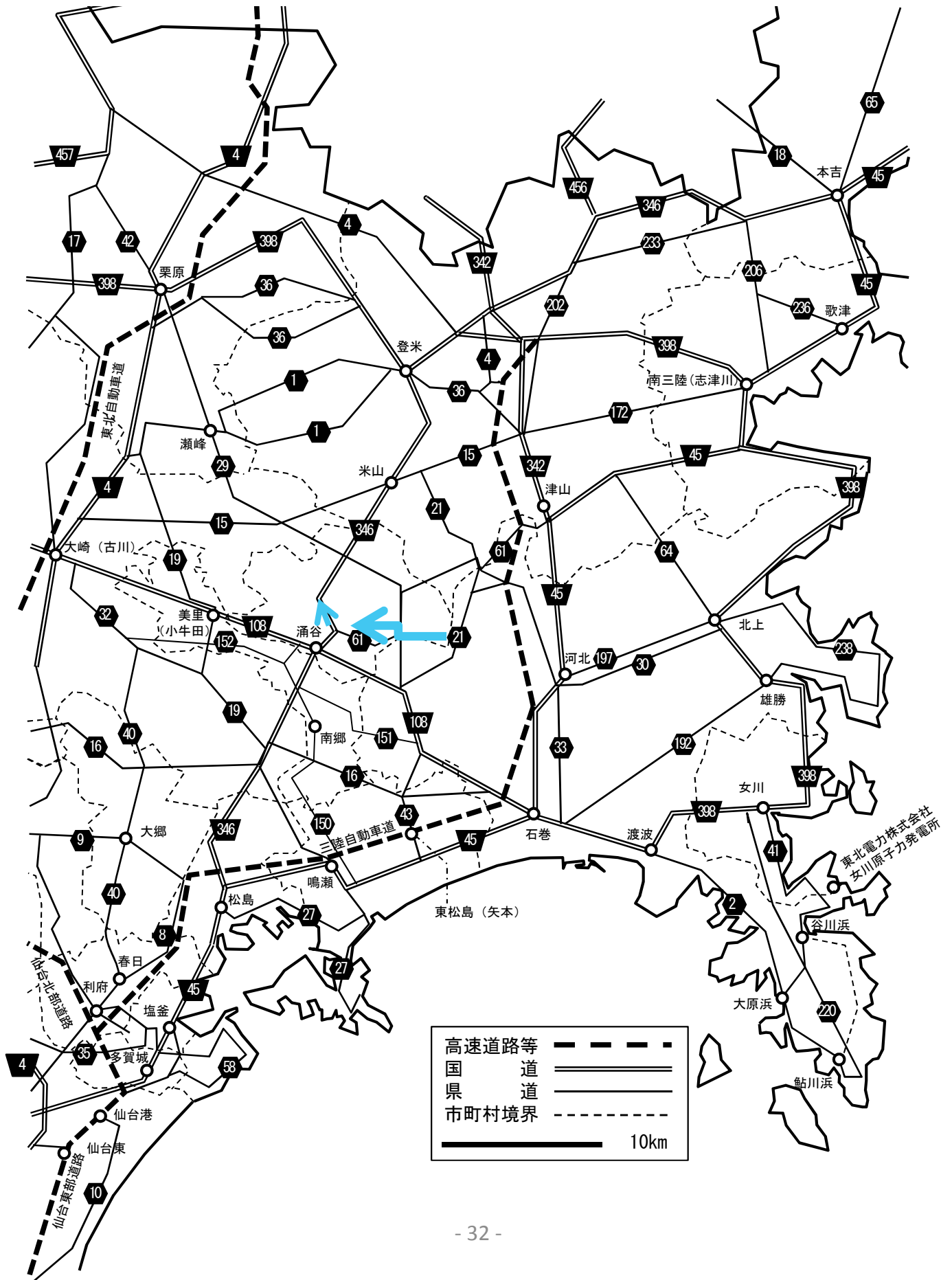
(涌 谷 町)

涌谷町 (平成二十七年二月二十八日現在)	位 置		行政区	世帯数 (世帯)	人 口 (人)	性 別		内 訳			
	方 位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0～5歳 (人)	6～18歳 (人)	妊 婦 (人)	病 人 (人)
	北 西	30	大谷地	116	412	206	206	12	39		
	西北西	30	短 台	133	419	190	229	9	35		
	20～30 km 小 計			246	831	396	435	21	74		
	涌 谷 町 計			246	831	396	435	21	74		

※宮城県からの要望により、『第2章広域避難計画の対象地域』の人口基準日と誤差があり、人数に差があります。

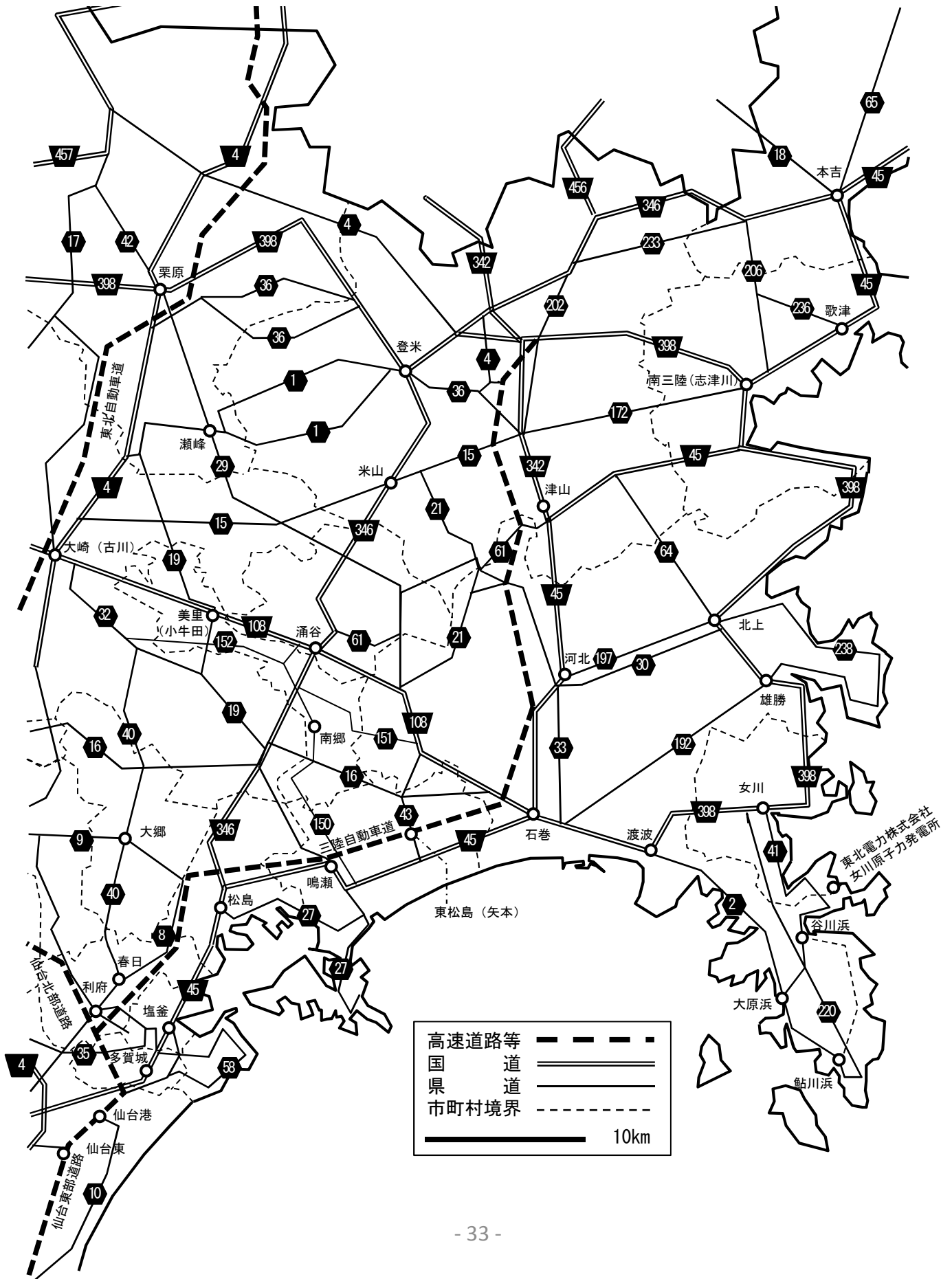
参考資料2 避難候補経路

主要幹線道路接続状況図



参考資料 3 道路及びヘリポートに関する資料

1-1 原子力発電所周辺の道路図 主要幹線道路接続状況図



1-2 原子力発電所周辺の道路状況

(1) 高速道路等

名称	経 由			実延長 (km)	最小 幅員 (全幅) (m)	車 線 数	一時間当たりの交通量 (H22)			
	起 点	経由地点	終 点				平均	ピーク	交通 容量	地 点
東北 自動車道	埼玉県 川口市	白石 IC, 村田 IC 村田 JCT, 仙台南 IC 仙台宮城 IC, 泉 SIC 泉 IC, 富谷 JCT 大和 IC, 三本木 SIC 古川 IC, 長者原 SIC 築館 IC, 若柳金成 IC	青森市	(県内) 131.8	14.0 (23.5)	4	2,222	2,747	2,813	富谷 JCT~大和 IC
三陸 自動車道	仙台市	利府 JCT, 利府塩釜 IC 利府中 IC, 鳴瀬奥松島 IC, 矢本 IC 石巻港 IC, 石巻河南 IC, 河北 IC 桃生豊里 IC, 桃生津山 IC, 登米 IC	登米市	45.3	7.0 (10.5)	2	1,799	2,331	977	東松島市 小松字明神下
仙台 北部道路	利府町	利府しらかし台	富谷町	11.8	7.0 (11.25)	2	468	601	509	利府しらかし台 ~富谷 JCT
仙台 東部道路	亘理町	岩沼 IC 仙台空港 IC 名取 IC 仙台若林 JCT 仙台東 IC	仙台市	24.8	7.0 (10.5)	2	843	1,406	980	岩沼 IC~ 仙台空港 IC

(2) 国 道

名称	経 由			実延長 (km)	最小 幅員 (全幅) (m)	最 小 車 線 数	一時間当たりの交通量 (H22)			
	起 点	経由地点 (県内)	終 点				平均	ピーク	交通 容量	地 点
4号	東京都 中央区	栗原市, 大崎市 大衡村, 大和町 富谷町, 仙台市 名取市, 岩沼市 柴田町, 村田町 大河原町, 白石市 蔵王町	青森県 青森市	(県内) 158.9	5.5 (10.25)	2	1,259	1,631	577	黒川郡大衡村 大衡字吹付
45号	仙台市	多賀城市, 塩竈市 利府町, 松島町 東松島市, 石巻市 登米市, 南三陸町 気仙沼市	青森県 青森市	(県内) 145.4	6.5 (8.75)	2	1,362	1,585	510	多賀城市 下馬二丁目
47号 (国道4号線 との重複箇 所除く)	大崎市	-	大崎市	41.2	6.5 (11.75)	2	948	1,126	741	(岩出山 付近推定)
108号 (国道47号 との重複箇 所除く)	石巻市	東松島市, 美里町 涌谷町, 大崎市	秋田県 本荘市	(県内) 65.4	5.5 (6.5)	2	1,330	1,580	636	大崎市古川 字上古川

名称	経 由			実延長 (km)	最小 幅員 (全幅) (m)	最小 車線 数	一時間当たりの交通量 (H22)			
	起 点	経由地点 (県内)	終 点				平均	ピーク	交通 容量	地 点
342号	秋田県 横手市	-	登米市 津山	(県内) 20.3	5.5 (7.0)	2	434	568	886	登米市中田町 浅水字長谷山
346号 (国道45号 国道108号 との重複箇 所除く)	仙台市	多賀城市, 塩竈市 利府町, 松島町 大崎市, 美里町 涌谷町, 登米市	気仙沼市	74.3	5.0 (6.5)	2	924	1,253	739	大崎市鹿島台 平渡字西銭神
398号 (国道45号, 国道342号, 国道346号 との重複箇 所除く)	石巻市	女川町, 南三陸町 登米市, 栗原市 大崎市	秋田県 本荘市	(県内) 164.7	4.0 (5.0)	2	881	1,417	501	牡鹿郡女川町 浦宿浜字三郎浜
456号 (国道346号 との重複箇 所除く)	岩手県 盛岡市	-	気仙沼市 本吉	(県内) 8.5	3.0 (4.2)	1	74	103	569	登米市東和町 米川字西綱木
457号 (国道47号, 国道48号, 国道108号, 国道286号, 国道347号, 国道398号 との重複箇 所除く)	岩手県 一関市	栗原市, 大崎市 加美町, 色麻町 大衡村, 大和町 仙台市, 川崎町 蔵王町, 白石市	白石市	(県内) 150.6	5.5 (6.5)	2	820	1,160	630	黒川郡大衡村 字小沓掛

(3) 県道・主要地方道

名称	経 由			実延長 (km)	最小 幅員 (全幅) (m)	最小 車線 数	一時間当たりの交通量 (H22)			
	起 点	経由地点 (県内)	終 点				平均	ピーク	交通 容量	地 点
古川佐沼 1号	大崎市 古川	栗原市	登米市 迫町佐沼	40.2	5.5 (7.0)	2	1,312	1,464	805	大崎市古川江合 本町二丁目地内
石巻鮎川 2号	石巻市	-	石巻市 鮎川浜	31.1	5.5 (7.0)	2	301	528	471	石巻市 渡波字須崎浜
中田栗駒 4号	登米市 中田町	-	栗原市 栗駒	35.7	6.0 (8.0)	2	452	618	741	栗原市若柳大林 字西千刈
石巻港 7号	石巻港	-	石巻市 中央	1.1	5.0 (6.0)	2	316	420	1,661	石巻市 中央一丁目13-18
仙台松島 8号	仙台市	利府町	宮城郡 松島町	27.5	2.0 (3.0)	1	3,089	3,633	1,499	仙台市宮城野区 岩切字青津目
大和松島 9号	黒川郡 大和町	大郷町	宮城郡 松島町	12.2	5.5 (6.5)	2	831	1,377	736	(大郷町内推定)
塩釜亘理 10号	塩釜市	仙台市, 名取市 岩沼市	亘理郡 亘理町	39.5	3.0 (4.0)	1	711	1,211	560	(岩沼市寺島 字押切)
塩釜港 11号	塩釜港	-	塩釜市 港町	1.0	13.0 (21.0)	4	721	839	1,676	塩釜市 港町2丁目

名 称	経 由			実延長 (km)	最小 幅員 (全幅) (m)	最小 車線 数	一時間当たりの交通量 (H22)			
	起 点	経由地点 (県内)	終 点				平均	ピーク	交通 容量	地 点
古川登米 15号	大崎市 古川	-	登米市 登米町	31.8	5.5 (6.5)	2	656	1,040	591	(大崎市鳥放 付近推定)
石巻鹿島台 大衡 16号	石巻市	東松島市, 美里町 大崎市, 大郷町	黒川郡 大衡村	37.9	4.0 (5.0)	1	363	654	526	大崎市鹿島台 深谷字南堀竈
栗駒 岩出山 17号	栗原市 栗駒	-	大崎市 岩出山	25.1	5.5 (9.5)	2	199	377	552	(市境付近推定)
本吉室根 18号	気仙沼市 本吉町	-	岩手県 一関市室根町	(県内) 6.5	4.0 (5.0)	2	116	175	685	(市町境 付近推定)
鹿島台 高清水 19号	大崎市 鹿島台	美里町	栗原市 高清水	23.0	6.0 (7.5)	2	839	1,047	831	遠田郡美里町 牛飼字清水江
河南米山 21号	石巻市	-	登米市 米山町	18.7	5.5 (9.6)	2	644	959	700	石巻市 桃生町寺崎
仙台塩釜 23号	仙台市	多賀城市	塩釜市	10.5	6.5 (15.0)	2	2,568	3,513	1,065	多賀城市 丸山二丁目
奥松島 松島公園 27号	東松島市 宮戸	-	宮城郡 松島町	20.1	5.5 (12.0)	2	434	803	629	松島 第三小学校前
河南築館 29号	石巻市	大崎市, 涌谷町	栗原市 築館	32.2	3.0 (4.0)	1	552	894	21	栗原市瀬峰 新後谷地
河北桃生 30号	石巻市	-	石巻市 桃生町	27.3	3.6 (7.3)	1	262	444	26	石巻市桃生町 城内東嶺
古川松山 32号	大崎市 古川	-	大崎市 松山	12.5	5.5 (6.5)	2	769	1,227	753	大崎市古川 石森地内
石巻河北 33号	石巻市	-	石巻市	10.0	5.5 (8.5)	2	547	1,063	621	石巻市開成1-39
泉塩釜 35号	仙台市 泉区	多賀城市	塩釜市	24.5	5.2 (6.4)	1	703	919	330	(岩切停車場 付近推定)
築館登米 36号	栗原市 築館	-	登米市 登米町	24.0	5.5 (7.0)	2	1,006	1,207	940	登米市追町佐沼 字八幡3丁目
利府松山 40号	宮城郡 利府町	大和町, 大郷町	大崎市 松山	24.1	3.0 (4.0)	1	709	1,166	572	(大郷町粕川 付近推定)
女川牡鹿 41号	牡鹿郡 女川町	-	石巻市	26.1	5.5 (7.0)	2	125	324	329	(市町境界 付近推定)
築館 栗駒公園 42号	栗原市 築館	-	栗駒公園	25.7	5.5 (7.5)	2	587	902	599	栗原市築館 字下宮野岡田
矢本河南 43号	東松島市	-	石巻市	7.3	5.5 (6.5)	2	382	623	561	(市境付近推定)
井土長町 54号	仙台市 若林区井土	-	仙台市 太白区長町	8.2	6.2 (9.5)	2	552	729	825	仙台市若林区 上飯田四丁目
塩釜七ヶ浜 多賀城 58号	塩釜市	七ヶ浜町	多賀城市	17.3	5.5 (7.0)	2	691	912	595	多賀城市 八幡四丁目
古川一迫 59号	大崎市 古川	-	栗原市 一迫	18.7	6.0 (7.0)	2	466	850	542	大崎市古川 桜ノ目字 新鹿島伝地内
鹿島台 鳴瀬 60号	大崎市 鹿島台	松島町	東松島市	9.5	4.5 (5.5)	2	519	585	1,017	東松島市 浅井池塚

名 称	経 由			実延長 (km)	最小 幅員 (全幅) (m)	最小 車線 数	一時間当たりの交通量 (H22)			
	起 点	経由地点 (県内)	終 点				平均	ピーク	交通 容量	地 点
涌谷津山 6 1 号	遠田郡 涌谷町	石巻市	登米市 津山町	18.4	3.2 (4.2)	1	471	707	612	遠田郡涌谷町 字酌子地内
北上津山 6 4 号	石巻市 北上町	-	登米市 津山町	16.7	5.0 (6.6)	2	101	175	596	石巻市北上町 橋浦字行人前
気仙沼 本吉 6 5 号	気仙沼市	-	気仙沼市 本吉町	16.5	3.0 (4.0)	1	205	280	526	(長ノ森山 付近推定)

(4) 県道・一般県道

名 称	経 由			実延長 (km)	最小 幅員 (全幅) (m)	最小 車線 数	一時間当たりの交通量 (H22)			
	起 点	経由地点 (県内)	終 点				平均	ピーク	交通 容量	地 点
荒浜原町 1 3 7 号	仙台市 若林区荒浜	-	仙台市 宮城野区原町	10.2	5.6 (12.0)	2	2,576	3,461	2,279	仙台市若林区 大和町四丁目
蒲生福田 1 3 9 号	仙台市 宮城野区蒲生	-	仙台市 宮城野区福田町	4.8	7.0 (7.0)	2	435	726	453	
今市福田 1 4 1 号	仙台市 宮城野区今市	-	仙台市 宮城野区福田町	7.6	5.4 (14.0)	2	939	1,375	639	(国道 45 号線 付近推定)
岩 切 停 車 場 1 4 2 号	岩 切 停車場	-	仙台市 宮城野区岩切	0.4	6.0 (13.2)	2	51	101	297	
多 賀 城 停 車 場 1 4 3 号	多賀城 停車場	-	多賀城市 八 幡	0.3	6.5 (16.0)	2	795	1,039	657	多賀城市 八幡三丁目
赤沼松島 1 4 4 号	宮城郡 利府町赤沼	-	宮城郡 松島町	2.8	6.0 (7.5)	2	265	287	717	宮城郡松島町 松島浪打浜
小 牛 田 松 島 1 4 6 号	遠田郡 美里町	大崎市, 大郷町	宮城郡 松島町	10.8	5.5 (7.0)	2	265	550	491	黒川郡大郷町 味明字原下
鳴瀬南郷 1 5 0 号	東松島市	-	遠田郡 美里町	18.5	5.5 (7.0)	2	313	398	638	遠田郡美里町木 間塚字砂押地内
河南南郷 1 5 1 号	石巻市	-	遠田郡 美里町	9.5	5.5 (7.0)	2	179	328	595	石巻市北村 字幕ヶ崎
涌 谷 三 本 1 5 2 号	遠田郡 涌谷町	美里町	大崎市 三本木	18.7	5.0 (6.0)	2	326	665	472	大崎市松山下伊 場野字庚戌地内
坂本古川 1 5 8 号	大崎市 三本木坂本	-	大崎市 古 川	5.6	6.0 (16.0)	2	198	409	508	大崎市古川中沢 字中沢屋敷地内
古 川 岩 出 1 6 5 号	大崎市 古 川	-	大崎市 岩出山	9.2	6.0 (7.4)	2	211	389	601	大崎市古川長岡 字茂木前地内
岩 出 山 上 蝦 沢 1 6 6 号	大崎市 岩出山	-	大崎市 古川上蝦沢	10.3	6.0 (10.0)	2	86	203	477	大崎市岩出山下 野目字安沢地内
真 山 高 清 水 1 6 7 号	大崎市 岩出山真山	-	栗原市 高清水	9.8	3.5 (4.5)	1	170	266	568	栗原市高清水 西熊野
志 津 川 登 米 1 7 2 号	本吉郡 南三陸町	-	登米市 登米町	20.3	5.0 (6.0)	2	74	109	285	登米市登米町 日根牛字入谷
涌谷田尻 1 7 3 号	遠田郡 涌谷町	-	大崎市 田 尻	13.5	5.0 (6.5)	2	61	86	379	遠田郡涌谷町下 郡字石那田地内

名 称	経 由			実延長 (km)	最小 幅員 (全幅) (m)	最 小 車 線 数	一時間当たりの交通量 (H22)			
	起 点	経由地点 (県内)	終 点				平均	ピーク	交通 容量	地 点
田尻瀬峰 175号	大崎市 田 尻	-	栗原市 瀬 峰	9.6	5.0 (6.5)	2	357	569	457	(栗原市瀬峰 付近推定)
若柳築館 176号	栗原市 若 柳	-	栗原市 築 館	13.3	4.0 (5.0)	1	143	253	305	(栗原市萩沢 付近推定)
新田若柳 177号	登米市 迫町新田	-	栗原市 若 柳	2.6	5.5 (7.0)	2	369	539	625	
花山一迫 178号	栗原市 花 山	-	栗原市 一 迫	11.0	5.5 (7.0)	2	111	175	425	栗原市一迫 字嶋鉢竹の内
文 字 上 尾 松 179号	栗原市 栗駒文字上	-	栗原市 栗駒尾松	16.8	5.5 (6.5)	2	72	131	399	
大鳥沢辺 181号	栗原市 栗原大鳥	-	栗原市 金成沢辺	6.9	5.5 (7.0)	2	161	306	573	
栗駒金成 182号	栗原市 栗 駒	-	栗原市 金 成	10.2	6.0 (7.5)	2	96	181	457	
石越停車場 白 崖 184号	石越停車場 (登米市)	-	岩手県 一関市花泉町	(県内) 3.2	6.0 (13.5)	2	172	320	507	登米市石越町 南郷字西門沖
有壁若柳 185号	栗原市 金成有壁	-	栗原市 若 柳	9.8	6.0 (8.0)	2	266	419	544	(栗原市若柳字福岡 中江向付近推定)
油島栗駒 186号	岩手県 一関市花泉町	-	栗原市 栗 駒	(県内) 11.9	6.0 (10.2)	2	203	311	548	(国道4号線 付近推定)
大門有壁 187号	岩手県 一関市花泉町	-	栗原市 金成有壁	(県内) 2.4	5.5 (8.0)	2	289	503	516	栗原市金成有壁 字狼ノ掛
東和薄衣 189号	登米市 東和町	-	岩手県 一関市川崎町	(県内) 7.4	6.0 (11.0)	2	82	112	628	登米市東和町 錦織字堂山
石森永井 190号	登米市 中田町石森	-	岩手県 一関市花泉町	(県内) 3.9	6.5 (10.5)	2	198	273	494	
鹿又停車場 広 淵 191号	鹿又停車場 (石巻市)	-	石巻市 広 淵	5.7	6.0 (10.5)	2	203	394	548	
石巻雄勝 192号	石巻市	-	石巻市 雄勝町	22.3	5.5 (6.5)	2	497	828	507	石巻市 井内字一番 79-1
神取河北 196号	石巻市 桃生町神取	-	石巻市	8.8	6.0 (10.0)	2	268	589	471	(石巻市小船越字 二子南上推定)
北上河北 197号	石巻市 北上町	-	石巻市	9.0	5.0 (6.0)	2	361	585	592	石巻市中島 字川前畑一番
新田米山 198号	登米市 迫町新田	-	登米市 米山町	15.2	5.0 (6.0)	2	233	434	569	登米市迫町 新田字対馬
米 山 迫 199号	登米市 米山町	-	登米市 迫 町	7.2	6.0 (10.3)	2	873	1,184	839	登米市南方町 内の目
中 田 迫 200号	登米市 中田町	-	登米市 迫 町	3.0	5.5 (9.5)	2	351	544	558	登米市中田町 石森字境堀
石森登米 201号	登米市 中田町石森	-	登米市 登米町	6.8	6.0 (10.0)	2	255	328	709	登米市中田町 宝江黒沼字町
東和登米 202号	登米市 東和町	-	登米市 登米町	10.9	6.0 (7.5)	2	226	418	629	登米市 東和町米谷
有 壁 停 車 場 203号	有壁停車場	-	栗原市 金成有壁	1.5	6.0 (14.0)	2	369	634	480	栗原市 金成有壁大日前

名 称	経 由			実延長 (km)	最小 幅員 (全幅) (m)	最小 車線 数	一時間当たりの交通量 (H22)			
	起 点	経由地点 (県内)	終 点				平均	ピーク	交通 容量	地 点
河南鳴瀬 204号	石巻市	-	東松島市	8.1	6.0 (10.0)	2	188	268	570	東松島市大塩
馬籠 志津川 206号	気仙沼市 本吉町馬籠	-	本吉郡 南三陸町	13.5	3.0 (4.0)	1	28	34	16	東松島市 矢本字栄町72
小牛田 停車場 212号	小牛田 停車場	-	遠田郡 美里町北浦	0.6	6.5 (16.0)	2	400	509	909	遠田郡美里町 字藤ヶ崎地内
網地島 214号	石巻市 長渡	-	石巻市 網地	5.0	5.5 (9.3)	2	28	34	562	
牡鹿半島 公園 コバルトライン 220号	牡鹿郡 女川町	-	石巻市	33.9	6.0 (7.5)	2	72	147	401	(市町境界 付近推定)
清水浜 志津川港 221号	本吉郡 南三陸町 志津川字清水浜	-	本吉郡 南三陸町 志津川字南町	6.5	6.0 (8.0)	2	79	118	718	
泊崎半島 225号	本吉郡 南三陸町 歌津字田の浦	-	本吉郡 南三陸町 歌津字菅の浜	8.4	5.5 (6.5)	2	63	96	526	
竹谷幡谷 229号	宮城郡 松島町竹谷	-	宮城郡 松島町幡谷	4.6	4.2 (5.2)	2	90	169	501	宮城郡松島町 竹谷字新田
小島豊里 230号	登米市 登米町小島	-	登米市 豊里町	7.1	6.0 (10.0)	2	228	446	571	
鹿又 停車場 231号	鹿又停車場	-	石巻市 鹿又	1.1	6.0 (12.2)	2	84	124	597	
馬籠東和 233号	気仙沼市 本吉町馬籠	-	登米市 東和町米川	13.9	6.0 (10.5)	2	53	96	438	
稲井沢田 234号	石巻市 井内	-	石巻市 沢田	4.1	5.5 (9.5)	2	486	911	529	石巻市 真野字新丸森
弘川町向 236号	本吉郡 南三陸町 歌津字弘川	-	本吉郡 南三陸町 歌津字町向	7.0	6.0 (10.5)	2	51	66	421	本吉郡南三陸町 歌津字田表
瀬峰豊里 237号	栗原市 瀬峰	-	登米市 豊里町	13.3	6.0 (10.0)	2	166	327	664	
釜谷大須 雄勝 238号	石巻市 釜谷	-	石巻市 雄勝町雄勝	33.0	1.0 (1.5)	1	111	160	411	
石巻女川 240号	石巻市	-	牡鹿郡 女川町	6.2	6.0 (10.0)	2	1,421	2,216	612	石巻市泰 字須賀松12
大和幡谷 241号	黒川郡 大和町	大郷町	宮城郡 松島町幡谷	14.6	5.5 (9.3)	2	366	677	482	黒川郡大郷町 羽生字金原
大迫松山 242号	大崎市 鹿島台大迫	-	大崎市 松山	7.3	6.0 (10.0)	2	217	504	541	大崎市鹿島台 広長字権兵衛 島屋地内
大塩小野 停車場 243号	東松島市 大塩	-	小野停車場	5.8	6.0 (10.0)	2	244	339	641	東松島市 小松字上前柳
石巻工業港 矢本 247号	石巻工業港	-	東松島市	4.8	6.0 (8.0)	2	707	1,129	674	東松島市大曲

名 称	経 由			実延長 (km)	最小 幅員 (全幅) (m)	最小 車線 数	一時間当たりの交通量 (H22)			
	起 点	経由地点 (県内)	終 点				平均	ピーク	交通 容量	地 点
くりこま高原 停車場 250号	くりこま高原 停車場	-	栗原市 志波姫	1.8	6.0 (12.0)	2	107	180	488	
石巻港 インター 251号	石巻港	-	東松島市 赤井	2.1	13.0 (25.0)	4	1,056	1,331	1,257	東松島市 赤井七反谷地
河南登米 257号	石巻市	-	登米市 登米町	19.8	5.5 (6.5)	2	294	497	466	石巻市和渕 字梨木畑12
利府停車場 総合運動公園 260号	利府停車場	-	宮城県 総合運動公園	2.5	8.0 (16.0)	3	745	903	1,521	宮城県利府町 利府字新屋田前
河南石巻港 インター 265号	石巻市	-	東松島市	2.1	6.5 (20.0)	2	443	660	568	石巻市須江 字大谷地
化女沼 公園 266号	化女沼 公園	-	大崎市 古川	2.9	6.0 (9.4)	2	276	358	614	大崎市古川小野 字新中山地内
くりこま高原 停車場伊豆沼 268号	くりこま高原 停車場	-	栗原市 若柳	5.6	5.5 (6.5)	2	50	142	417	栗原市若柳 字上畑岡蓬田
利府岩切 停車場 270号	宮城郡 利府町	-	岩切停車場 (仙台市宮城野区)	5.8	6.0 (18.0)	2	708	1,181	571	
利府中 インター 271号	塩釜市	-	宮城郡 利府町	1.5	6.5 (11.8)	2	685	937	856	塩竈市 字伊保石

※(1)から(4)に関する注

①経由地点、実延長は県内について掲載した。

②最小幅員、全幅及び車線数については、センサス H22 車道幅員、道路部幅員及び車線数による。

③1時間あたりの交通量については、以下による。

平均：センサス H22[昼間 12 時間自動車類交通量(台/12h)]/12

ピーク：センサス H22[昼間 12 時間自動車類交通量(台/12h)]×[昼間 12 時間ピーク比率(%)]/100

交通容量：センサス H22[交通量(台/12h)]/[混雑度]/12

地 点：センサス H22 交通量観測地点地名又は地図上から推定される地名

(5) 市町村道等

(女川町)

名 称	経 由			(接続地点) 接続幹線道路	延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋りょう		舗 装	備 考
	起 点	経由地点	終 点				橋りょう	制 限		
大原本通線	(北西7) 大原		(北西8) 清水町	国道398号 町道女川尻川尻線 町道女川尻清水線	1,025	4.0	コンクリート3	重量40t1 重量14t2	全	
女川尻清水線	(北西7) 大原		(北西8) 清水町	町道大原本通線 町道女川尻清水線	904	5.8	コンクリート1	重量14t	全	
女川尻川尻線	(北西7) 女川	(北西7) 大原	(北西7) 伊勢	国道398号 町道大原本通線 町道女川尻清水線 町道女川尻川尻線	571	3.6			全	
浦宿猪落線	(北西8) 小屋ノ口	(西北西8) 針浜	(西北西8) 猪落	国道398号	4,472	3.5	コンクリート5	重量14t5	全	
浦宿山道線	(北西8) 浦宿		(北西8) 尾田峰	国道398号	465	5.6			全	
江島線	(東9) 江島		(東9) 堂ノ上		1,624	4.2			全	

名 称	経 由			(接続地点) 接続幹線道路	延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋 り よ う		舗 装	備 考
	起 点	經由地点	終 点				橋りよう	制 限		
野々浜小積線	(南南西3) 大 道		(西3) 野々浜	主要地方道 女川牡鹿線	1,366	5.2			全	牡鹿半島 公園線と交差
尾浦寺道線	(北6) 尾 浦		(北6) 尾 浦	国道398号	1,011	2.9			全	
竹浦本通線	(北北西5) 月 浜		(北北西5) 竹 浦	国道398号	1,292	1.6			一 部	
十二神山線	(北西7) 大 原		(北西7) 大 原	町道女川駅川尻線	544	2.8			全	
大沢安住線	(西北西9) 安 住	(西北西9) 大 沢	(西北西8) 三郎浜	国道398号	1,194	2.8	コクリート1	重量14t	全	
桜ヶ丘1号線	(北西7) 斉ノ神		(北西7) 内 山	国道398号	732	4.7			全	

(石巻市牡鹿地区)

名 称	経 由			(接続地点) 接続幹線道路	延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋 り よ う		舗 装	備 考
	起 点	經由地点	終 点				橋りよう	制 限		
白窪前網線	(南東2) 白 窪		(南東2) 前 網	(白窪) 市道寄磯線	517	5.0			全	
寄 磯 線	(南南東3) 寄磯浜・枕沢山		(東南東3) 寄磯浜	(枕沢山) 県道女川牡鹿線	2,873	5.1			全	
林道寄磯線	(東南東2) 田 島		(東南東3) 東森山	町道寄磯線	2,158	4.0			全	
祝ノ浜線	(南4) 谷川浜・不動山		(南4) 祝 浜	(不動山) 町道谷川鬼形線	608	3.0	コクリート1		全	
谷川鬼形線	(南南西4) 谷川浜	(南南東5) 泊 浜	(南10) 鬼形山	県道女川牡鹿線 県道牡鹿半島公園線	13,328	4.6	コクリート3		全	鮎川新山 線と接続
泊海岸線	(南南東5) 泊浜・大沢平山		(南南東5) 泊 浜	(大沢平山) 市道谷川鬼形線	829	5.6			全	谷川鬼形 線と接続
新 山 線	(南南東9) 新山浜・藤崎山		(南南東9) 新山浜	(藤崎山) 市道谷川鬼形線	939	5.0			全	
小 網 倉 浦 線	(南西7) 小網倉		(南西7) 福貴浦	(小網倉) 県道石巻鮎川線	(佐倉川)1,943 (石巻側)1,161	5.0 4.0	コクリート2		全 全	
小 淵 給 分 線	(南南西9) 給分浜		(南南西9) 小 淵	(給分・小淵) 県道石巻鮎川線	1,098	3.6			全	
林 寺 山 道 線	(南9) 寺 山		(南9) 泥沢入	市道寺山第2号線 農道泥沢線	765	4.0			全	
十 八 成 寺 山 線	(南10) 十八成浜		(南9) 寺 山	(十八成浜) 県道石巻鮎川線	2,050	2.7	コクリート2		全	林道寺山 線と接続
鹿 渡 線	(南11) 鮎川浜		(南南東9) 新山浜	県道牡鹿半島公園線 市道谷川鬼形線	5,227	5.1			全	
鮎川新山線	(南12) 鮎川浜		(南10) 鬼形山	県道牡鹿半島公園線 (鮎川浜)県道石巻鮎川線	2,773	6.6	コクリート4		全	谷川鬼形 線と接続
御 番 所 線	(南13) 鮎川浜・黒崎		(南11) 鮎川浜・ノ厩	県道牡鹿半島公園線	2,144	6.5			全	
黒 崎 開 拓 農 場 幹 線	(南14) 黒 崎		(南14) 黒崎農場	県道牡鹿半島公園線	1,361	3.6			全	
寺 山 2 号 線	(南9) 寺 山		寺 山	市道十八成寺山線 林道寺山線	354	4.4			全	市道十八 成線、林 道寺山線 に接続
農道泥沢線	(南南西9) 給分浜・泥沢		給分浜・泥沢上町	県道石巻鮎川線	735	4.0			全	林道寺山 線に接続

(石巻市石巻地区)

名 称	経 由			(接続地点) 接続幹線道路	延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋 り よ う		舗 装	備 考
	起 点	經由地点	終 点				橋りよう	制 限		
小 積 浜 野 々 浜 線	(南西5) 小積浜		(西3) 野々浜	(小積浜) 県道石巻鮎川線	1,743	5.0	コクリート1		全	
小積浜1号線	(南西5) 小積浜		(南南西4) 谷川浜	(小積浜) 県道石巻鮎川線	398	2.5	コクリート1		一 部	
小積浜福貴浦 小 網 倉 線	(南西5) 小積浜	(南西7) 福貴浦	(南西7) 小網倉	(小積浜) 県道石巻鮎川線	6,780	3.0	コクリート2		全	

名 称	経 由			(接続地点) 接続幹線道路	延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋 り よ う		舗 装	備 考
	起 点	経由地点	終 点				橋りよう	制 限		
竹浜狐崎浜 福貴浦線	(西南西8) 竹 浜	(南西9) 狐崎浜	(南西7) 福貴浦	(小積浜) 県道石巻鮎川線	5,761	3.9			全	
屋敷浜・猪落線	(西10) 大 浜	(西北西8) 針 浜	(北西8) 浦宿浜	(大浜) 県道石巻鮎川線	1,772	4.0			全	
祝田小竹浜線	(西12) 祝 田		(西11) 小竹浜	(祝田) 県道石巻鮎川線	5,655	3.7	コンクリート1		全	
小竹浜蛤浜線	(西11) 小竹浜	(西9) 折 浜	(西9) 蛤 浜	(蛤浜) 県道石巻鮎川線	5,443	3.9			全	
中 浦 橋 釜 北 橋 線	大街道西		三ツ股	国道45号	1,150	13.0	コンクリート2		全	
中 埠 橋 石 巻 大 橋 伊 原 津 一 丁 目 線	蛇 田		伊原津	国道45号 国道398号	3,221	5.5	コンクリート6		全	

(石巻市雄勝地区)

名 称	経 由			(接続地点) 接続幹線道路	延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋 り よ う		舗 装	備 考
	起 点	経由地点	終 点				橋りよう	制 限		
波板4号線				国道398号	124	5.1			全	
波 板 線				波板4号線	536	2.9	コンクリート1	重量14t		

(登米市豊里地区, 津山地区)

名 称	経 由			(接続地点) 接続幹線道路	延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋 り よ う		舗 装	備 考
	起 点	経由地点	終 点				橋りよう数	制 限		
小麻・鵠波線	(北西30) 小 麻		(北西30) 白鳥山	主要地方道 涌谷・津山線	1,150	5.0			全	
下 在 線	(北西28) 土手下		(北西27) 西向	〃	4,600	5.5			全	
大 崎 線	(北西30) 西二ツ屋		(北西30) 十丁田	〃	2,200	6.0			全	
石 貝 線	(北西27) 幣崎		(北西27) 石 貝	国道45号	2,238	3.1			全	
杉 の 下 線	(北西27) 幣崎		(北西27) 石 貝	(石貝) 市道 石貝線	576	4.0			全	
わらび平線	(北西27) 館石		(北西27) 館石	(石貝) 市道 石貝線	632	2.6			全	
手洗沢線	(北西27) 館石		(北西27) 館石	(石貝) 市道 石貝線	318	5.0			全	
伊 貝 線	(北北西29) 新伊貝		(北北西29) 伊 貝	国道45号	1,112	4.0			全	
南沢山山根線	(北北西29) 新一ノ坪		(北北西29) 新伊貝	国道45号	1,708	3.7			全	
水 沢 線	(北北西28) 久保		(北北西28) 水沢	主要地方道 北上・津山線	1,163	3.1			全	
大 畑 線	(北北西27) 地志貝		(北北西27) 大畑	主要地方道 北上・津山線	876	2.5			全	
新 田 町 線	(北西30) 下町		(北西30) 上町	主要地方道 涌谷・津山線	1,353	5.7			全	
旧北上川右岸 2 号 線	(北西30) 上町		(北西30) 長根	主要地方道 河南・米山線	3,291	3.2			全	
山 根 白 鳥 線	(北西30) 山根		(北西30) 白鳥	一般県道 河南・登米線	4,551	3.2			全	
新田加々巻線	(北西30) 東二ツ屋		(北西30) 新町	主要地方道 涌谷・津山線 主要地方道 河南・米山線	2,670	9.0			全	
豊里小学校線	(北西30) 新町		(北西30) 保手	(新町) 新田加々巻線	1,717	6.1			全	

旧北上川右岸 1号線	(北西30) 新町		(北西30) 東二ツ屋	主要地方道 涌谷・津山線	2,773	3.0			全	
寿崎線	(北西30) 下町		(北西30) 竹花	主要地方道 涌谷・津山線	1,587	6.0			全	
名 称	経 由			(接続地点) 接続幹線道路	延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋りょう		舗 装	備 考
	起 点	経由地点	終 点				橋りょう数	制 限		
黄 牛 線	(北西27) 石貝		(北西30) 黄牛町	国道45号	2,961	6.0			全	
柳津駅前大通 線	(北西29) 宮町		(北西29) 宮町	主要地方道 涌谷・津山線	137	7.0			全	
大 萱 線	(北北西29) 横山9区		(北北西27) 横山11区	国道45号	3,514	4.5			全	
上山黄牛線	(北北西29) 横山9区		(北北西30) 入沢	国道45号	6,447	2.5			全	

(涌 谷 町 短 台 区 ・ 大 谷 地 区)

名 称	経 由			(接続地点) 接続幹線道路	延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋りょう		舗 装	備 考 路線番号
	起 点	経由地点	終 点				橋りょう	制 限		
馬場崎玄岡線	黄金迫前 南6-3		杓子3-3		5742. 7	2.8			全	7
大谷地線	吉住杉ヶ 崎1-1		短台62-1		8684. 3	2.7			一 部	8
丸山大谷地線	新待井二 12-1		新馬迫 249		1825. 5	5.0			全	67
大谷地停車場 線	短台3-4		元御料 666		2754. 7	6.0			全	68
大谷地北線	吉住新長 泥28		桑畑47		1612. 4	4.1			全	462
大谷地枝1号 線	大谷地1		大谷地 2-7		109.9	3.1			全	463
大谷地枝2号 線	大谷地 11-2		大谷地 5-1		124.5	5.5			全	464
大谷地枝3号 線	桑畑45		桑畑123		449.8	4.0			全	465
馬迫大谷地線	吉住新馬 迫11		大谷地東 144		2981. 0	6.5			全	466
大谷地枝4号 線	大谷地下 18		大谷地下 8		223.0	4.6			全	467
大谷地枝5号 線	大谷地下 17		大谷地下 21		167.8	2.7			全	468
大谷地枝6号 線	大谷地下 37		大谷地下 31		153.4	1.9			全	469
大谷地枝7号 線	大谷地下 49		大谷地下 45		183.9	1.8			全	470
大谷地枝8号 線	新大谷地 41		新大谷地 348		858.1	2.9			一 部	471
大谷地枝9号 線	新大谷地 311		新大谷地 298		979.1	3.6			一 部	472
片倉橋線	新大谷地 326		宇新桑畑 179		658.2	3.5			全	473
吉住大谷地線	吉住前畑 88-9		大谷地西 166		3374. 3	3.5			一 部	474
丸山短台線	猪岡15		小倉下 400		2179. 8	3.0			全	476
洞場線	新猪岡25		桑畑東 116		2622. 2	7.0			全	477
三丁歩篁岳駅 線	元桑畑 566		元御料 666		2288. 6	4.5			全	478
笠石線	新笠石 253		石生6-4		1373. 6	3.0			一 部	485
仏供殿線	仏供殿 171-7		短台66		193.3	4.1			全	565

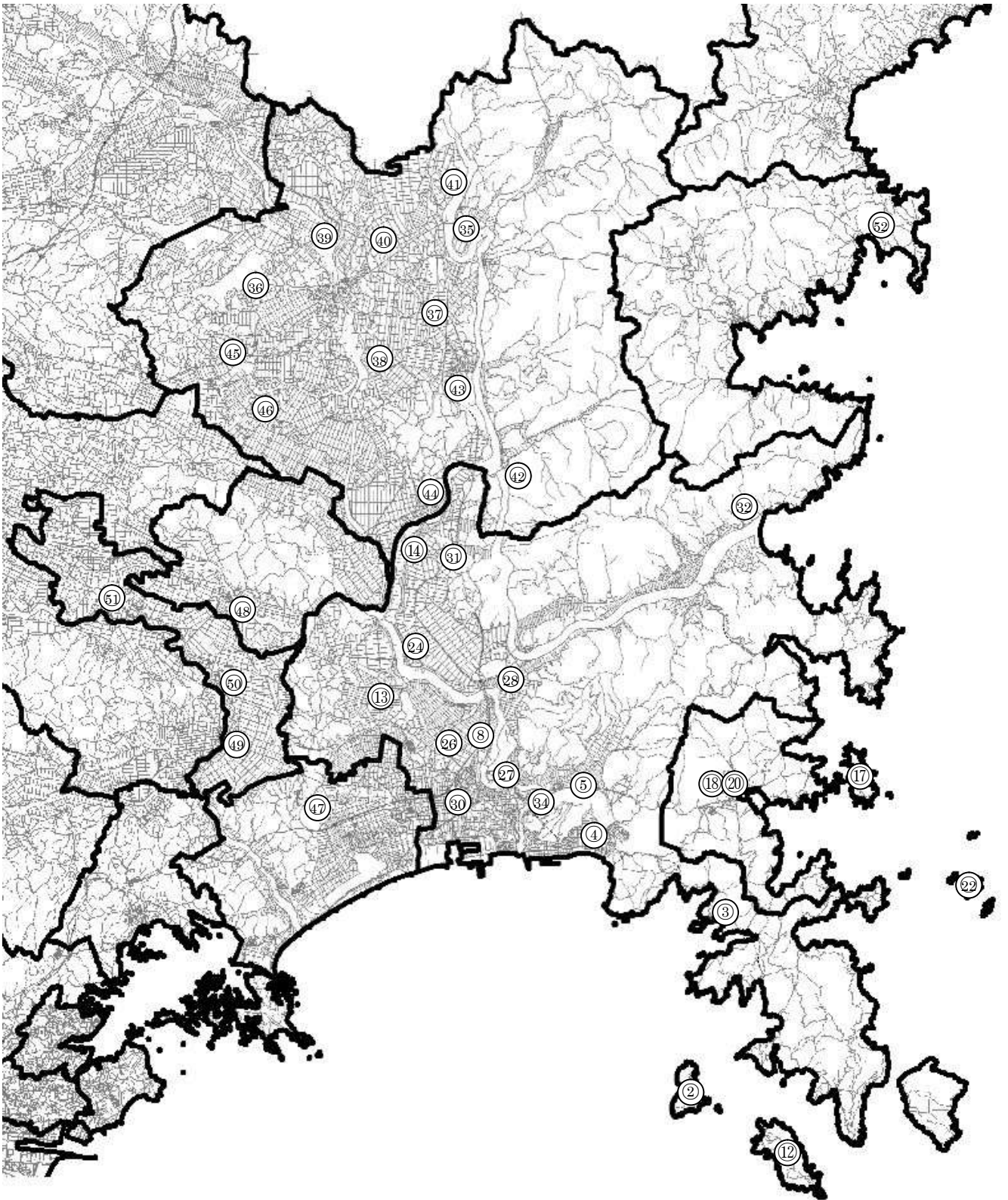
(美里町小島地区)

名 称	経 由			(接続地点) 接続幹線道路	延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋 り よ う		舗 装	備 考
	起 点	経由地点	終 点				橋りよう	制 限		
小島本道線	二郷字 蛇沼向 432-1		二郷字 蛇沼向 806	県道 石巻鹿島台大衡線	394.6	7.0			全	路線番号 6043
小島山根廻線	二郷字 小島 62		二郷字 小島 26		871.7	2.9			全	6044
小島前道路線	二郷字 前谷地 62		二郷字 前谷地 161		427.3	4.8			全	6047
前谷地前線	二郷字 前谷地 8		二郷字 前谷地 137		253.9	2.8			無	6048

(南三陸町)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、町道関係のデータを再整備中。

2-1 へリポート適地分布図



国土地理院提供

2-2 ヘリポート適地状況

(宮城県防災航空隊、他都道府県からの応援ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の離着陸に使用)

(平成24年12月1日現在)

市町名	ヘリポートの適地の名称	所在地	地積 (m×m)	管理者	電話番号
女川町	⑰女川第四小学校	女川町出島字合ノ浜 54-2	40×60	学校長	0225-55-2410
	⑱女川第二小学校	〃 女川浜字大原 310	60×70	〃	0225-54-3261
	⑲女川町総合運動場 (第2多目的運動場)	〃 女川浜字大原 190	100×100	町長	0225-53-3151
	⑳女川第一中学校	〃 女川浜字大原 469-1	60×60	学校長	0225-54-2168
	㉑女川町江島自然活動センター	〃 江島字荒藪 40	40×50	教育長	0225-54-3131
	石巻市	②田代島自然教育センター	石巻市田代浜字内山 58-7	65×50	教育長
③荻浜中学校		〃 荻浜字田ノ浜山 3	52×115	学校長	0225-90-2224
④渡波小学校		〃 渡波町一丁目 5-22	60×120	〃	0225-24-2115
⑤稲井小学校		〃 真野字八の坪 116-1	75×75	〃	0225-91-2314
⑧曾波神公園		〃 鹿又字曾波神川原地内	155×130	市長	0225-95-1111
⑫旧網長小学校校庭		〃 長渡浜字杉 13-3	73×65	〃	0225-45-2111
⑬遊楽館		〃 北村字前山 15-1	100×100	教育長	0225-72-3561
⑭桃生中学校		〃 桃生町寺崎字植立 20	140×140	学校長	0225-76-4122
登米市		⑤東和運動場	登米市東和町錦織 字雷神山 15-3	120×120	市長
	⑥長沼	〃 迫町北方字天形 114-2	200×100	北郷張 学校長	0220-22-2494 0220-22-2022
	⑦佐沼高校	〃 迫町佐沼字北散田地内	200×120	消防長	0220-22-0119
	⑧登米市防災センター	〃 迫町森字平柳 25	20×20	市長	0220-22-2111
	⑨石越運動公園	〃 石越町南郷字矢作 122-1	100×90	市長	0220-22-2111
	⑩中田石森	〃 中田町石森字茶畑 7	110×70	市長	0220-22-2111
	⑪北上川緑化公園	〃 中田町上沼字冠木地内	200×100	北郷張 市長	022-225-2171 0220-22-2111
	⑫津山グラウンド	〃 津山町柳津字宮下地内	200×90	市長	0220-22-2111
	⑬登米運動公園	〃 登米町小島字長橋地内	100×100	市長	0220-22-2111
	⑭豊里花の公園	〃 豊里町小口前 88	150×130	市長	0220-22-2111
	⑮南方運動場	〃 南方町堤田 38	110×75	市長	0220-22-2111
	⑯米山運動場	〃 米山町字清水 11	120×100	市長	0220-22-2111
東松島市	⑰鷹来の森	東松島市大塩字山崎 5-1	150×100	市長	0225-82-1111
涌谷町	⑱涌谷スタジアム	遠田郡涌谷町字中下道 27-1	100×70	町長	0229-43-2111
美里町	⑲南郷球場	遠田郡美里町木間塚中央 1	120×100	町長	0229-58-1211
	⑳大柳	〃 大柳字天神原地先	200×90	北郷張 町長	0229-56-2617 0229-34-2865
	㉑素山球場	〃 字桜木町 164	100×100	町長	
南三陸町	⑳平成の森(野球場)	本吉郡南三陸町歌津 字枳沢 28-1	100×90	町長	0226-46-2600

○数字はヘリポート適地分布地図上の番号

宮城県飛行場外着陸場

名 称	所 在 地	地 積 (m×m)	備 考
㉔東北電力石巻ヘリポート	石巻市桃生町神取字山下 149	60× 60	(常設)
㉕石巻赤十字病院	〃 蛇田字西道下 71	17.2×17.2	(病院ヘリポート)
㉖石巻市総合運動公園	〃 南境字新小堤 18	240×160	
㉗追波川河川運動公園	〃 小船越字山畑 338-1	100×200	
㉘河南中央公園	〃 須江字横手 1	100×100	
㉙石巻市桃生総合センター(野球場)	〃 桃生町城内字東嶺 164	90×150	
㉚石巻市にっこりサンパーク	〃 北上町十三浜字小田 93-4	200×200	
㉛石巻地区消防本部ヘリポート	〃 大橋一丁目 1-1	50× 30	

涌谷町避難計画【原子力災害】
～原子力における広域避難の対応について～

策 定 平成27年11月16日
編 集 涌谷町 総務課 防災交通室
〒987-0192 宮城県遠田郡涌谷町字新町裏153番地2
電話番号 0229-43-2116
F A X 0229-43-2693
